

三井家綱町別邸工事における

ジョサイア・コンドル書簡に関する一考察

石 田 繁之介

はじめに

- 一 既往のJ・コンドル書簡研究
 - 二 J・コンドル後期の新書簡について
 - 三 大正四年度J・コンドル書簡
 - 1 綱町別邸の竣工まで
 - 2 竣工後のクレームとJ・コンドル書簡
 - 四 大正八年度J・コンドル書簡
 - 1 J・コンドル書簡とJ・ガスビー宛書簡
 - 2 噴水工事の先送りと日本庭園
 - 五 綱町別邸の工事体制・工事監理等について
 - 1 官側営繕機構・民側営繕機構
 - 2 綱町別邸の工事体制
 - 3 綱町別邸の工事監理等
- おわりに

はじめに

わが国が近代国家へと脱皮を急ぎはじめた頃の明治一〇年（一八七七）一月、イギリス人建築家ジョサイア・コンドル Josiah Conder（一八五二—一九二〇、以下 J・コンドル）は、明治新政府の招きに応じて初来日した。その彼が大正九年、麻布三河台の自邸で死去しわが国にその骨を埋めるまで、日本における彼の生活はすこぶる長く実に四四年にも及んだ。その間、J・コンドルは教育家として、建築家として、名実ともに偉大な業績を残した。同時に技術家としても、数々の優れた先駆的な業績を残した。

しかし後述するように、きわめて誠実で筆まめで、すべてに正確さを期した J・コンドルとしてみれば、上記四四年間に書かれた彼の書簡は、かなりの数にのぼったと推定されるにも拘らず、今日現在、発見され報告された書簡数は、決して多いとはいえない。彼の日本滞在の長さや几帳面な性格等から見て、むしろ少なすぎるとさえ思われるのである。加えて、J・コンドルの全滞期間を大きく前期、後期の二期に分けるならば、それらのすべては、これまで圧倒的に前期に属するもので、しかもきわめて明治初期のものに限られていた。具体的にいえば、彼の来日直後ともいうべき明治一一年（一八七八）から同一三年（一八八〇）までの書簡数は計四二通、同じく明治一四年（一八八一）から同一七年（一八八四）までのものが計一五通、合計五七通がいままでに見えられたものすべてといえる。そしてそれ以外に、J・コンドル書簡の存在する可能性は甚だ少ないとされてきたのが、これまで一般の通説であった。

しかし幸いにも、近年その予測は外れてきた。単発的で数こそ決して多いとはいえないが、新書簡は徐々に陽の目を見せはじめた。そしてそれらは、すべて日本における J・コンドルの後期に属する書簡であるといえた。

さらにいえばその後期 J・コンドル書簡は、これまで公表されてきた前記五七通が、すべて政府関係機関の工事体制下で書かれたものであったのに対し、いずれも、三井家あるいは岩崎家といった旧財閥系関連の、民間工事体制のもとで書かれたものだったことである。

岩崎家に関連する資料については、後に一括して二章でふれるとし、ここで三井家関連の書簡について一言すれば、それは、大正四年（一九一五）から八年にかけて書かれた、J・コンドル書簡八通についてである。

その一部は、すでに筆者によって発表されているが¹、それらは、すべて大正二年（一九一三）一二月に竣工したときれる港区三田所在三井家綱町別邸（現三井倶楽部・以下綱町別邸）竣工後の数年間に書かれたものである。

その書簡類はすべて、同建物竣工後の手直し工事や駄目工事に対するいくつかのクレーム、あるいは同建物の南側、洋風庭園の中心を飾る噴水工事の着工準備状況を物語る、数少ない J・コンドルの自筆書簡類であるが、これらによって、同建物竣工までの契約関係や施工事情、あるいは噴水着工までのプロセスが明らかにされる意味において、貴重な資料といえることができる。

本稿は、これら綱町別邸に関する J・コンドル書簡を中心とし、噴水工事費の精算関係と設計料に関する論考を加えながら、最近明らかになった新資料、たとえば綱町別邸新築工事における石工事、建具工事の詳細資料を通して、当時の施工技术、建築材料、工事体制、あるいは設計契約等につき新たに検討を試みるとともに、噴水工事の着工時期に大きな影響をあたえたと考えられる綱町土地の成立過程についても、併せて検討を加えようとするものである。

（一）拙著『綱町三井倶楽部——三井家綱町別邸』一九九〇年七月新建築社。同『三井の建築家——大正八年のジョサイア・コンドル』平成四年五月三友新聞社。

一 既往のJ・コンドル書簡研究

前記J・コンドル書簡五七通について既往の研究を紹介するには、それらが書かれた当時の、J・コンドル周辺の事情について、若干の報告をする必要があろう。

前述のように、明治一〇年に来日したJ・コンドルは、「工部省雇英人」⁽¹⁾として工部大学校で教鞭をとるかたわら、明治一一年早々には、工部省所管北海道開拓使物産売捌所の設計を開始、同年六月着工、同一四年にそれを完成させた。つづいて上野帝室博物館（明治一五年）、鹿鳴館（明治一六年）等々を精力的に手掛け、さらに宮内省出仕となった後、当時、計画中であつた明治新宮殿計画の一環として、赤坂仮皇居謁見所・会食堂移転計画にも参画していく。そして皇居内西の丸地区の土質試験、同じく皇居内山里地区で計画中であつた洋風謁見所山里正殿の設計を委嘱されている。それは明治一三年から一四年にかけてであり、その設計案の一応の決定を見たのが、翌一五年三月であつた。つづいて一七年七月には、工部省所管のもとで、麴町霞が関に有栖川宮邸を竣工させ、同年一二月には、麴町紀尾井町に北白川宮邸を竣工させている。

以上が、明治一〇年にはじまる滞日きわめて初期段階での、J・コンドル政府関連の建築業務のあらましである。

やがて工部大学校を卒業した辰野金吾がイギリス留学から帰国⁽²⁾し、明治一七年工部大学校教授を拝命した数年後の明治二一年（一八八八）三月、その頃すでに講師になつていたJ・コンドルは大学校を退官、そして明治二三年に官界を去り設計事務所を開設、以後幾多の作品を残していく。それらを集大成した「コンドル博士作物一覽表」⁽³⁾によれば、

「公官公庁関係七件、学校教会関係八件、宮殿邸宅関係三五件、倶楽部及会館関係六件、旅館病院関係二件、商館事務

所関係六件、其他四件計六八件」とあり、前記明治一年から一七年にかけて書かれたJ・コンドル書簡五七通とは、右の一覧表でいえば、「公官公庁関係七件」中の「北海道開拓使館（永代橋）」関係書簡がそのなかの一部であり、またこの一覧表に記載されていないが、設計案だけで実現することのなかった前記皇居内山里正殿、及びその計画時に彼が行なった土質試験や基礎築造法等に関する技術所見をまとめたものが、前記書簡の一部なのである。

まず前者、開拓使物産売捌所関連の書簡から述べれば、これらはすべて前掲註1遠藤明久博士による、長年の研究で明らかになったもので、同博士はその全貌を集成して一覧表化し、それを昭和四〇年一月、日本建築学会論文報告としてまとめ発表した。⁽⁴⁾それを表1とすれば、日付順に整理されたそれら書簡は、同表で明治一一年度二〇通、一二年年度一一通、そして一三年度ではやはり一一通、計四二通となる。そのうちJ・コンドル自身による自筆書簡として確認されているものは、一一年度で二〇通、一二年度で六通、一三年度で五通、計三一通となっている。

以上のJ・コンドル書簡は、主として北海道庁所蔵『開拓使簿書』並びに北海道大学北方文化研究室所蔵『旧開拓使会計洋文書類』から、遠藤博士が整理したもので、さらにそれらはつぎのように区分される。表1下段の欄外註記にもあるごとく、原書簡は発見されていないが、開拓使側の訳文によってのみその存在が確認されるものは、同表中の「内容」欄で〔〕括弧でかこみ、また原書簡も翻訳文も存在せず、開拓使側の「来翰目録」によってのみその存在が確認されるものは、同目録記載の説明文をそのまま転載、それを〔〕括弧でかこむ。すなわち上記をまとめると、四二通のうち、原書簡の存在しないものは、〔〕括弧で九通、〔〕括弧で二通、合計一一通であった。

しかし前掲註4資料の前文によれば、「原書簡で未発表のもの一一通のうち、六通は開拓使側の訳文によってその内容を知ることができるから、結局五通だけが件名だけしかわかっていないことになる」とあり、この点について必ずしも表1表示と一致しない記述も見られる。

表1 J・コンドル書簡一覧表 (明治11年~13年)

年	月日	あて先	内 容	原書簡	書簡枚数	書簡語数	使側訳文	来翰目録 No.	簿書 No.	整理番号
1878年 (明治11)	3.13	安田	面談申込	○	1	50				1
	3.15	"	"	○	1	72				2
	3.17	—	設計図と手紙の受領通告	○	1	67				3
	4.19	安田	第2回現地調査の通告	○	1	124	○		2356	4
	4.22	"	遺産レンガの品質	○	2	288	○		"	5
	4.23	—	設計図の提出期日	○	1	96	○		"	6
	4.27	安田	詳細図の送付	○	2	102				7
	4.30	"	立面図送付と面談申込	○	1	113		65		8
	5. 2	"	ノート受領と面談応諾	○	1	36		66		9
	5.18	"	詳細図の送付	○	2	145		71		10
	5.20	—	木材見本受領	○	1	47				11
	6.15	安田	セン材選定	○	2	96	○		6976	12
	7.25	"	詳細図送付と造作施工注意	○	2	147	○	113	4452	13
	8. 6	—	贈物に対する謝状	○	2	74				14
	8.21	安田	堀割拡張変更のこと	○	2	180	○	137	6533	15
	9.20	"	地均図・装飾図・国産カーペット	○	2	116	○	162	6633	16
	10.21	"	詳細図の送付	○	1	32		177		17
	11. 2	"	渡辺譲の試験登校	○	2	92				18
	11.11	"	詳細図の送付	○	1	29		195		19
11.18	"	Provincial Hotel の件	○	2	104		198		20	
1879年 (明治12)	2. 8	安田	設計謝礼に対する謝状	○	2	256		23		21
	3.12	—	(ファイヤーブレース石材)	—						22
	4.30	長官	白レンガ東京発注の承認申込	○	2	177		94		23
	5.23	安田	床敷石見積の意見	○	3	255	○	112	6978	24
	6.27	"	カーテンの色彩 (図付)	○	3	299	○	134	6979	25
	8.29	"	[家屋瓦ノ損益]	—			○	166	6978	26
	9. 8	金井	[前同断ノ件ニ付テノ件]	—			○	167	6978	27
	9. 8	安田	[造営式並文宇嵌挿ノ件]	—				180		28
	9.27	長官	Ston Panel の件 (図付)	○	2	279				29
	10. 6	金井	カーテンの工作法 (図付)	○	P 2	167				30
	11. 6	金井	[窓帳ノ件図添] (図付)	—			○	209	6979	31
1880年 (明治13)	1. 6	—	(カーテンふさの回答)	—			○	1	6976	32
	1.14	安田	レンガ組積中止	○	≠	122	○	15	6976	33
	1.14	"	[食堂用椅子ノ件]	○	1	122		16		34
	1.28	"	[大理石彫像ノ件]	—				19		35
	2. 8	"	レンガ組積再開	○	1	80	○	27	6976	36
	2.13	"	[鉄柵ノ件] (図付)	—			○	31	6967	37
	4.27	堀	[客室椅子ノ件] (図付)	—			○	82	6979	38
	6. 7	安田	食堂イスの件	○	2	228		101		39
	6.17	"	避雷針の意匠 (図付)	○	2	288	○	109	6967	40
	7. 7	"	[新築ニ付壁紙ノ件] (図付)	—			○	115	6967	41
	10. 5	"	10月3日台風被害見舞	○	2	155				42

[説明] (1)「来翰目録 No.」とは『從四年至同十五年外国来翰目録』の書簡番号。(2)「原書簡」、「使側訳文」の欄の○印は、発見されているもの。(3)「内容」欄の()印のものは、原書簡がないため使側訳文その他から要約、[]印のものは、同理由で、上記の来翰目録の説明を転載。(4)「月日」欄の○印は、新発見書簡。

出所) 遠藤明久「コンドル書簡補説 (その一) 開拓使物産売捌所の研究・第六報」(1章註4)より引用。

注1. 上記[説明]文は遠藤博士作成の原文をそのまま使用した。

2. 1880年1月14日付[食堂用椅子ノ件]は、[]付でありながら「原書簡」欄に○印があり疑問であるが、原表のままとした。

さて表1の第一行、明治十一年三月一三日付書簡は、現在発見されている最も古い日付のJ・コンドル書簡とされるが、前記四二通は、開拓使物産売捌所建築の設計開始当初から、ほぼ完成に近い頃までのものすべてであったとされる。しかしそれらが書かれた日付、たとえば明治十一年でいえば、三月一三、一五、一七日……と殆ど一日おきに書かれたこの筆まめな事実注目すると、表1記載書簡の最終日付である明治十三年一〇月五日以降においても、彼が一通の書簡も書かなかつたとは到底考えられない。この点については遠藤博士も、「コンドルと開拓使側との書簡往復が、工事中で中断することはあり得ず、当然建築完成まで続いたに違いない」と指摘する。そして明治十四年一月のこの建物完成までの間、表1記載の四二通以外に、さらに新しい書簡がこれからも発見されないという保証はどこにもない。しかし前掲註4において、遠藤博士は「これまでの調査結果から推測して残念ながら筆者は否定的な見方をとっている」と、将来書簡発見の可能性の少ないことを示唆している。

つぎに、前掲書簡四二通の概要を表1によって通観すると、当然その内容は、平均して設計や工事に関する記述の多いことがわかる。しかし同表「内容」欄におけるきわめて簡略化された記述だけから判断すると、時として、重要な内容を見落す可能性があるように思われる。

たとえば、明治十一年三月一三日、一五日の書簡では、共に「面談申込」とのみあるが、書簡を詳細に読むと、両者いずれも、建物のスケッチと敷地関係の打合わせ、あるいは「新しい設計図を持参するので」面談の時間を貰いたいと申しこんでいたことがわかる。また明治十一年一月二日付書簡では、単に「渡邊讓の試験登校」とあるが、原書簡ではその冒頭で「I beg here with to forward to you another portion of the Specification for the work at your New Building, Etai Bashi.」と述べ、開拓使物産売捌所について、他の部分の仕様書を別途に提示していたことがわかる。

さらに明治十二年二月八日付「設計謝礼に対する謝状」においても、「設計料受領」以外に、邦人技術者もしくは職人

の洋風建築に対する経験不足と、設計図への理解力不足を痛烈に批判している。以上はわずかな数例にすぎないが、他にも重要な意味が含まれていたと推測することができる。

つぎに、小野木重勝博士研究のJ・コンドル書簡一五通について考えてみよう。

それらは主として、宮内庁書陵部所蔵『皇居造営録』、または『皇居御造営誌』（前掲註6）によるものであるが、前述のように、J・コンドルが、山里正殿謁見所計画等一連の皇居造営事業に参画しはじめたのは、明治一三年三月三日以降のこととされている。それは前任者工部省営繕局造家技師ジョン・ダイアック John Diack の後を受けて、皇居西の丸の北端、紅葉山の地質調査を依頼されたことに端を発していた。²⁷しかし書簡の大部分は、形式こそ書簡の形であったが、内容的には土質試験・基礎築造法・震災予防意見書・建築材料の選定、とあるように、技術関連の諸問題が取り扱われた論文形式の書簡であった。

以上のような形で書かれたJ・コンドル書簡一五通の年度別内訳は、明治一四年度四通、同一五年度六通、同一六年度四通、同一七年度一通の計一五通である。しかしそのうち、原書簡の存在が確認されるものは九通だけで、明治一五年度五通、一六年度三通、一七年度一通である。したがって訳文のみは六通だけということになる。

山里正殿計画に関する以上一五通を、前掲表1の形式に倣って、筆者の責任において年代順に一覧表化すれば、表2のようである。

表2の第一行「木造宮殿基礎意見書（仮称）」は、前掲紅葉山における土質調査を通じて書かれたもので、その日付は不詳となっている。しかし書簡の宛名が、その頃すでに昇進していた吉井工部大輔であったこと、その他のことから、本書簡が書かれたのは、明治一四年初頭から五月一七日、山里正殿の設計が下命された間のことであろう。したがってこの調査によって書かれた前記J・コンドルの意見書は、一五通中最も古い日付のものであったと見ることができ、

表2 J・コンドル書簡一覧表 (明治14年~17年)

年	月日	あて先	内 容	原書簡	訳 文	用紙寸法 (cm)	書 簡 番 号
1881 (明治14)	日付不詳	吉井工部 大輔	木造宮殿基礎意見書(仮称)	—	○	—	11
	6. 20	榎本武揚	山里正殿建設上申書	—	○	—	3
	8. 25	伊藤博文	圧土器械地質試験方法書	—	○	—	4
	12. 27	〃	吹上地区地質調査	—	○	—	6
1882 (明治15)	9. 14	皇居造営 事務局	山里試験堀諸穴埋立見込書	○	—	21.8×34	5
	9. 14	〃	山里正殿基礎築造仕様書	—	○	—	12
	9.(18)	〃	煉瓦石選定上申書	○	訳文もあり	22×33.8	9
	9. 22	〃	震災予防意見書(I)	○	—	22×33.8	13
	10. 10	〃	セメント質分比較表報告書	○	—	22×33.8	10
	10.(14)	〃	震災予防意見書(II)	○	訳文もあり	22×33.8	14
1883 (明治16)	9. 1	総裁・ 副総裁	山里正殿計画中止に対する 抗議書簡	○	—	20.2×35.7	1
	9. 25	皇居造営 事務局	圧土器械地質試験方法書	—	○	—	8
	11. 13	〃	西の丸北方敷地地質調査報 告書	○	—	20.4×32.3	7
	12. 29	副総裁	17.1.2宮中拝賀招待状へ の礼状	○	—	—	2
1884 (明治17)	1.日付なし	皇居造営 事務局	紅葉山敷地杭打試験報告書	○	—	—	15

出所) 小野木重勝『明治洋風宮廷建築』(1章註6)により作成。

註) 1. 「書簡番号」欄は小野木原著の番号をそのまま使用。

2. 「月日」欄の()内は訳文による日付。

3. 原書簡で Directors of palace Building あるいは Committee of the construction とあるものは、「皇居造営事務局」とした。総裁とは三条実美、副総裁とは榎本武揚である。

と小野木博士は推定する(前掲註6)。さて表2をあらためて見直せば、年代順に整理された書簡の大部分は、前掲「木造宮殿基礎意見書(仮称)」からもわかるように、技術論文の形で網羅されていた、つまり一般的な挨拶文的書簡をそのなかに見出すのが困難なことである。それは、前掲表1の書簡と内容的にも形式的にもひどく異質のものであったといえよう。たとえば表2をたて

に年代順に見ていくと、これらの出典がすべて前掲『皇居造営録』または『皇居御造営誌』、つまり政府側の公的記録集によるものであったとしても、一般の挨拶文的書簡が記録性に欠け、公的書簡として保存される意味も公算もきわめて少なかったとは、簡単にいい切れないものがありそうである。そして表2の最終行、明治一七年一月付書簡においても、それは徹底して宮内省庁舎に関する紅葉山敷地杭打試験報告書、すなわちきわめて専門的な技術論文で構成されていたことである。

しかし一方、そのなかにも一つの例外はあった。それは表2の明治一六年九月一日付書簡、つまり小野木博士がその原著前掲6書で、「書簡番号―1」として筆頭に掲げた「山里正殿設計画中止に対する抗議書簡」である。それは、山里・吹上地区の地質調査をはじめ、山里正殿皇居謁見所の大建築を、材料・構法・積算等の細部に至るまで、研究に完璧を期したJ・コンドルに対して、正式の通知がなされなままに突如として計画中止になったことに対する、痛烈な抗議文であった。しかもその中止は、明治一六年四月二十三日には、すでに決定していたものだった。

J・コンドルはこの書簡のなかで、

“I hear from rumour that the idea of using the old materials has been given up, but I have not been officially informed of this nor have I been officially instructed to prepare plans with this view.”

そこには、噂等による若干の誤解があつたにしても、この誠実で仕事熱心な設計者は、中止決定後長い間正式通知がなかつたことを憤り、さらには

“I am to a certain extent afterwards responsible to the Royal Institute of British Architects for doing the best I can in my profession whether in my own country or abroad.”

と、英国王立建築家協会としての誇りに加えて、その責任の強さを強調したものであった。

この件に関し、前掲註6書で小野木博士は、「いかに強い責任感と大きな期待をもって、この計画に参画していたかが文面からうかがわれる。コンドルはこの頃帰国の決意すら固めていたのではないかと推察される」と述べる程、それは強烈な抗議の書簡であったといえよう。

(1) 開拓使物産売捌所竣工半年後の明治一四年六月、開拓使東京出張所は廃止され、さらに翌一五年二月に開拓使は廃庁となる。大蔵省内に設置された残務機関が作成した『開拓使事業報告』によれば、いわゆる「お雇い外国人J・コンドル」の正式肩書は「工部省雇英人ジョサイア・コンデル」となっていた(遠藤明久・「開拓使物産売捌所の研究・第一報」日本建築学会報告論文集第八二号昭和三八年二月)。私事にわたるが平成七年五月拙著『三井の土地と建築』を同氏にお送りした時、「只今入院中、近く退院できると思う。ゆっくり拝読する」旨の礼状を、六月一日付でいただいた。それから間もなく八月九日遠藤博士急逝の訃報に接した。痛惜に堪えない。ここに深甚なる哀悼の意を表する次第である。

(2) 辰野金吾の英国留学は明治一三年二月八日横浜を出帆、フランス・イタリーを経て明治一六年五月二十六日に帰国する。

(3) 「コンドル博士作物一覧表」『建築雑誌』第四〇二号大正九年六月

(4) 遠藤明久「コンドル書簡補説(その一) 開拓使物産売捌所の研究・第六報」日本建築学会論文報告集第一〇七号昭和四〇年一月

(5) 渡邊讓、工部大学校二期卒業生。J・コンドルの信任厚かったようで、明治一一年一二月造家学科五年生時に、実習生として物産売捌所の工事現場に勤務。当時学生には珍らしく仕様書、見積業務をよくしたという。後年、帝国ホテル(明治二十三年)を設計している。

(6) 小野木重勝『明治洋風宮廷建築』(昭和五八年一二月相模書房刊)によれば、『皇居造営録』には、それぞれ「日誌」、「宮内省」、「山里正殿」、「内匠課」、「職員進退」、「セメント」等、また『皇居御造営誌』には、「巻の一」にはじまる多数の分冊がある。

(7) 前掲註6書。四五ページで小野木博士は中村達太郎「皇居御造営の頃」(『建築雑誌』第六〇一号昭和一〇年七月)を典拠とし、また『皇居御造営誌・卷之参』の記述を引用しながら、「協議にあづかった御備外国人一同の中に、コンドルも含まれていたとすれば、この時間与することになったと見られる」と述べている。

二 J・コンドル後期の新書簡について

これまでに見てきたように、明治新政府との契約により、工部大学校教師を主務とする傍ら、政府関係の仕事に精力的な努力を集中した明治一〇年代から二〇年代、いわばJ・コンドルにとって官界時代ともいえるこの期間を、日本における彼の「前期」と考えるなら、明治二十一年、京橋西紺屋町の官舎内に設計事務所を開設し、二三年三月官界を去り三菱合資会社顧問となり、個人住宅や倶楽部建築の設計業務等、専ら活動の拠点を民間の仕事に移していった、いわば彼にとっての民間時代は、J・コンドルの日本における「後期」の時代であったと考えることができるだろう。

この年代区分については、従来から先学による多くの説が提案されているが、前掲「コンドル博士作物一覽表」に代表される彼後半生の仕事は、事実、当時の内外政財界人関係の住宅作品でその殆どが占められていたのである。⁽¹⁾

日本におけるJ・コンドルの足跡をこのようにとらえると、前章で紹介した明治一一年から一三年にかけての書簡四二通、同一四年から一七年にかけての一五通は、明らかにJ・コンドルの前期に属する書簡であったといえるし、彼が明治二三年に官界を去り、明治が大正と改元された後の、いわば彼にとって後期と目される二〇数年間の書簡は、極端にいて葉書一枚も存在しないのではないかといわれ、さらには、最も期待度の高い旧財閥系、たとえば三井家や岩崎家等の関係資料からも、発見の可能性はきわめて少ない、と指摘されていた。⁽²⁾

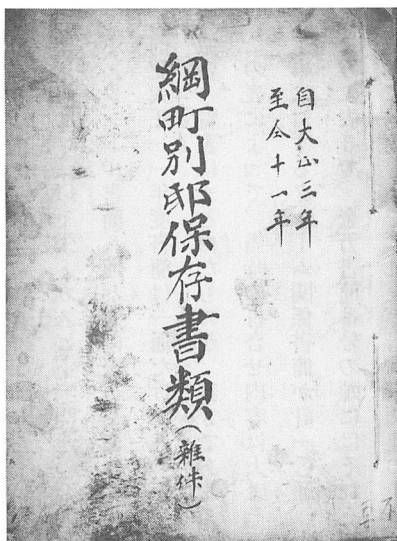


図1 「綱町別邸保存書類 (雑件)」表紙

それが偶然のことから、冒頭でふれた綱町別邸に関するJ・コンドル書簡が、(財)三井文庫所蔵『自大正三年至同十一年綱町別邸保存書類 (雑件)』(以下『雑件綴』(図1)中に、他の雑件資料に紛れながら、ひどく無雑作に、何の説明もなしに埋もれていたものが、一九八九年八月に発見されたのである。それが前述大正四年から八年にかけてのJ・コンドル最晩年期に属する自筆書簡八通であった。

その『雑件綴』は、綱町別邸竣工後における諸々の「雑件」が、何の脈絡もなく無作為に綴じこまれたものであった。一例をあげれば、大正三年七月、「掃除の女人夫数名備入れの件」、あるいは「カーペット掃除器等購入申請」等の清掃関係稟議書や、大正四年四月、英国製リネンナプキン等食卓用繊維類の輸入買付契約書、あるいは大正九年三月末現在における、シャンペン用タンブラーやスूप皿等食器関係の在庫リスト等が、それぞれ朝餐用、昼餐用、晩餐用に区分

されて整理されていた。そして面白いことには、その『雑件綴』表紙には、「自大正三年——至同十一年」と表示されているにも拘らず、昭和四年度シャンペン二〇箱の購入申請書、あるいは昭和七年度綱町別邸構内社宅への入居申請書等が混入するなど、後に追加されたと思われるものも綴じこまれた、文字通りの『雑件綴』であった。

加えてこの『雑件綴』には、J・コンドル研究にとつて、欠くことのできないきわめて重要な関連資料が二件、含まれていた。一件は、綱町別邸の竣工後に、管理人として同別邸内社宅に住み込んでいた金万喜人(こんま・よしと)⁽³⁾による数通の書

簡であり、他の一件は、大正九年J・コンドルの死後、彼の遺産管理人となったイギリス人弁護士ジョン・ガスビー John Gadsby (以下J・ガスビー) 関連の、大正一一年度書簡である。

J・コンドル書簡八通と共に綴じこまれていた前記金万書簡は合計五通、また三井合名会社からJ・ガスビーに宛てた前記大正一一年度書簡は一通だけであった。そこで前記J・コンドル書簡をそれらに加えて、前掲表1、表2の形式に倣い一覧表にまとめたものが、表3である。

この表によって、当時の打合せ内容はおよそ一望できる。大正四年度では、竣工直後の綱町別邸の暖房、煙突、左官、鏡工事に対するクレーム関係書簡が計一〇通、大正八年度では、噴水工事関連の往復書簡が三通であったことがわかる。ちなみに表3で、金万書簡番号の頭にはそれぞれKを付して、J・コンドル書簡との混同を避けた。

つぎに本稿冒頭でふれた、岩崎家関連のJ・コンドル書簡について簡単にふれておく。前述のように、これまでは存在の可能性がきわめて少ないとされてきた三菱関係J・コンドル書簡が、今回新たに発見されたのである。発見者は原徳三氏⁵⁾。

原氏発見によるJ・コンドルの新しい書簡は、現在少くとも三通以上発見されているが、それら三通の彼自筆書簡の他に、大正四年J・コンドルによって設計されたと思われる、岩崎久弥邸新設計図七枚も含まれていた。この設計図は三代目当主岩崎久弥邸の建替用として、鉄筋コンクリート構造で設計されたが、実現することはなかった。

原氏はこれらの資料を、世田谷玉川の財静嘉堂文庫、文京湯島の岩崎邸その他から発見しているが、そのそれぞれは現在同氏によって詳細な研究が進められている段階にある。したがって本稿では、同氏了解のもとに、つぎの新書簡三通をとりあげ、そのアウトラインのみを紹介するにとどめる。

▼岩崎家関係新書簡の一 明治三五年(一九〇二)二月一五日付書簡① “Deer Baron Iwasaki” にはじまる本文二五

表3 J・コンドル書簡一覧表（大正4年・8年）

年	月日	宛先	書簡内容	書簡番号	原書簡	金万書簡	備考 (cm)
大正四年 (一九一五)	2.26	金万	暖房効果のクレームに対するコンドルからの回答	1	○ (図4)		28.4×22.3
	4.20	コンドル	煙突改造工事費並びに左官手直工事費の支払について			K-1 (図5)	
	4.21	金万	煙突工事と左官工事費の支払いについてコンドルの見解	2	○ (図6)		28.4×22.3
	4.28	コンドル	4月21日コンドル書簡に対する左官補修工事の責任の有無を訊す			K-2 (図7)	
	5.26	金万	左官工事費と追加鏡工事費の請求書簡…285円30銭	3	○ (図8)		28.0×21.4
	5.29	コンドル	2枚の小切手(143円60銭+141円70銭)送金書簡			K-3 (図9)	金万の手書き書簡
	5.30	金万	上記小切手に対するコンドルの受領書簡	4	○ (図10)		28.0×21.4
	7.15	コンドル	大小二個の客間に新設した鏡の斑点に対するクレーム			K-4 (図11)	
	7.19	金万	修理鏡と新品鏡の誤認識と新品による交換方推薦書簡	5	○ (図12)		28.0×21.4
	7.20	コンドル	新品であるにも拘らず生じた斑点故無償交換が至当であると主張した金万書簡			K-5 (図13)	
7.21	金万	鏡の裏打ち修理と輸入鏡の信頼性その他について研究時間の猶予を乞う	6	○ (図14)		28.0×21.4	
(大正八年 一九一九年)	4.2	金万	噴水の設計図と工事予算承認に対する礼状と準備の進捗状況報告	7	○ (図15)		28.0×21.4
	4.4	コンドル	4月2日付書簡に対する簡単な報告(「三井男爵への報告を約束する」)			K-6 (図17)	
	10.29	金万	噴水工事の着工準備完了と至急事前に調査すべき事項の指示	8	○ (口絵)		28.0×21.4
(大正十一年 一九二二年)	9.9	ガスビー	噴水工事の前払金清算と設計料の決定を三井合名より回答したもの				(図19)

出所) 【自大正三年至大正十一年網町別邸保存書類(雑件)】(三井文庫所蔵)により作成。

- 註) 1. 「書簡番号」は年月日順に配列した。金万書簡の番号には頭にKを付けた。
 2. コンドル原書簡の用紙寸法はおおむね2種類あり、それらを備考欄に記入した。
 3. コンドル原書簡はすべて手書き、金万書簡はK-3のみが手書きである。

○字程度の書簡である。内容から判断するに、J・コンドルが高輪開東閣を設計中か、またはその準備にかかる頃のものと考えられる。工事体制や材料の発注等に関して、「岩崎男爵」（岩崎彌之助）からの質問にJ・コンドルが彼自身の考え方を述べたもの。

▼岩崎家関係新書簡の二 明治三九年（一九〇六）九月二十九日付。“Dear Mr. Shoda”ではじまる本文二〇〇字程度のもの。“Shoda”とは当時三菱合資会社の実力者で同社管事の「莊田平五郎」であろう。書簡内容は、莊田が三菱社所有汽船四隻の船室設計を依頼したことに対する、J・コンドルの丁寧な断り状である。ちなみにこの書簡が書かれたレターペーパーは黒枠で縁取られ、一一・二×一七・七程程の小型のものであった（四章図16参照）。

▼岩崎家関係新書簡の三 明治四四年（一九一〇）一〇月一二日付。“Dear Mr. Sho”ではじまる三菱合資会社管事莊清次郎宛と思われる書簡である。本文は、一四一字数で構成されるが、加藤高明邸（この年一二月竣工）の工事費差額と家具設計料の支払いについて、J・コンドルからの督促状であった。

以上の通り、本章においては前掲表3のJ・コンドル関係書簡と、今回新たに発見された岩崎家関連J・コンドル後期の新書簡について、それぞれの概略を簡単に述べた。

(1) たとえば

・小野木重勝註6前掲書『明治洋風宮廷建築』においては、明治元年～二一年を前期、明治二二年～四五年までを後期と大きく区分し、さらに前期を第一期、第二期、後期を第三期、第四期に細分する考え方。

・菊池重郎『明治建築案内』（一九六七年井上書院）においては、「第一期を明治九年まで、第二期を工部大学校教師期、第三期を建築設計事務所とする」考え方。

・鈴木博之『ヴェクトリアン・ゴシック崩壊過程の研究』（昭和五九年私家版）では「来日までのロンドン時代の経歴を第一期、日本における活動を作品史的に第二期、第三期に区分する」考え方。

・藤森照信『日本の近代建築——幕末・明治篇』（岩波新書一九九三年一〇月）「明治一〇年から一九九九年が政府関係の記念碑的仕事に傾注した時期で、これが『初期コンドル』」、「永住を決意した明治二〇年から日本の土に還る大正九年までをコンドルの後半生」とする考え方。

(2) 前掲小野木博士によれば、三菱地所所蔵の図面は二十数年前すべて同博士によって調査されたが、書簡類は仕事に関係のない二、三の私信以外、一切発見されなかった旨、御教示にあづかっている（平成八年一月九日付筆者への私信）

(3) 金万喜人、鳥取県人。明治二十三年東京高等商業学校（現一橋大）卒。外務省を経て大正三年三井合名入社、後用度課長となる。ちなみに、大正一三年七月一六日付「秘書課議案辞第三三三号」によれば、同年八月一日付にて用度主任（月給三〇〇円）に昇進している。

(4) ジョン・ガスビー。イギリス人。ロンドン・インターナショナル出身の弁護士で日本に在住し、当時は丸の内七番地に法律事務所を構えていた。ちなみに事務所の電話番号は、丸の内一七五二番であった。

(5) 原徳三、元米國三菱重工社長、現岩崎家史料調査担当、(財)静嘉堂文庫特別顧問。J・コンドル研究者。

(6) (財)静嘉堂文庫、世田谷区岡本二ノ二三ノ一所在。岩崎彌之助が明治二五年に創設、昭和一五年財団法人として現在に至る。同敷地にはJ・コンドル設計の玉川廟が現存。二〇万点にのぼる同家関係資料が所蔵されるといわれる。

三 大正四年度丁・コンドル書簡

1 綱町別邸の竣工まで

綱町別邸の着工・竣工の正確な期日は、資料的にまだ定説がない。これまで、着工は明治四三年ごろといわれ、竣工は大正二年一二月、といわれてきた。事実、「設計や工事の経過に關しても不明な点が多く、わずかに「コンドル博士作物一覽表」などの二、三の文献によつて、大正二年一二月に竣工したことが知れる程度である」といわれるように、竣工期日としての「大正二年一二月」だけが、「コンドル博士作物一覽表」（一章註3）に記載の通り、唯一の拠り所とされてきた。

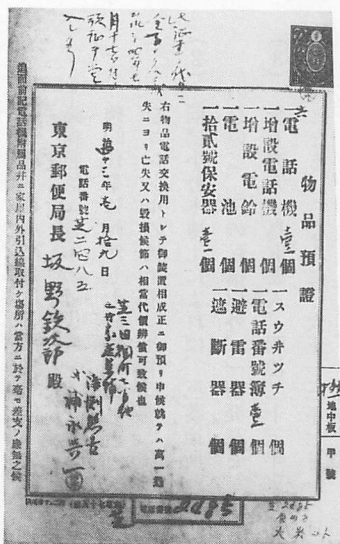


図2 綱町別邸現場開設時の仮設電話預証

しかし最近になって、それらに關してかなり信頼すべき資料が、いくつか発見されてきている。たとえば着工の「明治四三年三月説」、あるいは「明治四三年初期説」が、その一つである⁽²⁾。

さらにここで、新しい知見の一つを加えれば、前掲『雑件綴』中の「工費用仮設電話機預証」（図2）の日付である。それは、明治四三年一月十九日付「芝三田綱町七番地三井家作業場溝淵熊吉代補永与一」が、時の東京郵便局長に宛てて提出し

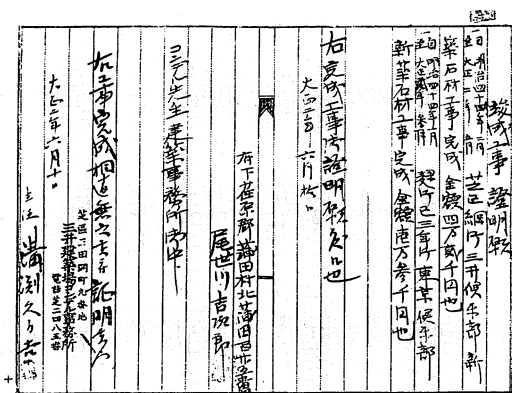


図3 綱町別邸石材工事の竣成工事証明 (願)

たもので、その現場仮設電話番号は「芝二四八五」であった。
 一般に、工事現場が開設される時、仮設電話が架設されることは、いまもむかしも変りはない。したがって本資料の発見により、綱町別邸の着工は、前記三月説よりも若干早く、「明治四三年一月」ごろではなかったか、と考えることも可能であろう。

さて前掲図2に記載される「三井家作業場溝淵熊吉」とは、明らかに前掲註2の「溝淵久万吉」と同一人物と考えられるが、J・コンドルはこの溝淵久万吉を工事監理技術者として、かなり重用していたように思われる。たとえば、綱町別邸工事とほぼ同時期に工事中であった、麴町の「東京倶楽部」(J・コンドル設計、大正元年九月竣工)工事においても、前掲註2に見る給料領収証によって彼の名前が確認されるばかりでなく、やはりその頃J・コンドルの設計で工事中であった、三重県桑名に現存する諸戸清六邸(明治四四年着工大正二年三月竣工)工事においても、彼が関係していたことが明らかにされている。⁽³⁾

溝淵久万吉の雇傭関係が、J・コンドル設計事務所の傭員として固定的であったか、特定のプロジェクト限りの臨時雇傭であったか、あるいはその給料支払いが設計者持ちであったか注文主持ちであったかの区分は別として(五章)、以上のように、彼が複数の工事に連続的にかかわっていたことは、J・コンドルの信頼特に厚かったことを意味していると見てよいであろう。さらにこの「溝淵久万吉」は、綱町別邸の竣工も近づいた大正二年六月一

○日付の石工事に關する「竣成工事証明願」(図3)にも、「三井建築場コンデル事務所・電話芝二四八五番 主任溝淵久万吉」として、責任ある立場をとっていたことが今般明らかになる。

この「竣成工事証明願」とは、綱町別邸並びに前掲東京俱樂部工事において、それぞれ石工事を請負った東京蒲田村居住石材業者「尾世川吉次郎」から、「コンデル先生建築事務所」宛に願い出されたもので、目的は、大正二年四月七日に起工、大正五年六月一五日に竣工した旧山形県庁舎(重要文化財)の石材工事を新らたに受注すべく、その指名願に添付するための証明書取得にあつた。

この建物、正確には「山形県庁舎・山形県會議事堂建築工事」の設計者は、明治二四年以降、三菱合資会社においてJ・コンドルや曾禰達藏のもとで、丸の内の三菱関連オフィスビル、高輪、茅町岩崎邸の設計や工事に関係した田原新之助(註)である。この工事の関連事項については、五章で再びふれる。

さて図3の「証明願」には、綱町別邸工事、東京俱樂部工事において実施された石工事の、工期や請負金額がそれぞれつぎのごとく記録されていた。すなわち

▼明治四十參年二月至大正二年五月、芝区三田綱町三井俱樂部新築石材工事完成、金額四万貳千円也

▼自明治四十四年一月至大正貳年參月、麴町区三年町東京俱樂部新築石材工事完成、金額壹万參千円也

しかし前掲「コンドル博士作物一覽表」では、東京俱樂部の竣工は「大正元年九月」とあるにも拘らず、尾世川のこの「証明願」では「大正貳年參月」とある。だがこれを見れば、大正元年を大正貳年と書き改めた形跡もないではない。「大正元年九月」とは、明治が大正と改元された七月三〇日から数えて僅か二ヵ月後のこと、これを尾世川の単なる錯覚と見るか、あるいは明らかに「大正貳年參月」を正しいとした場合、建物竣工後も手直しの形で石工事がつづけられたのか、このような疑問が当然起る。これに類する疑問が、綱町別邸建具工事工期についても後日発生するのだ

が、それも前述のようにあらためて後章（五章図24）で述べることにしたい。

ところで前掲「証明願」で、石材業者尾世川が提出した綱町別邸石工事には、重要な示唆が二点含まれていた。その一は石工事費用が四万二千円であったこと、その二は石工事の完了日が大正二年五月であったことである。

偶然のことから存在が確認された前掲図3によって、綱町別邸における石工事の全貌を推定することはむづかしい。しかし竣工当時のこの建物の評価額をかりに二〇万円と仮定すれば、石工事費の四万二千円はその二〇パーセントにも相当する。それを内外の花岡石や大理石が豊富に使用された三井本館⁽⁶⁾の石工事費一七パーセントと比較しても、尾世川が実施した石工事費は、建物の外装石工事はいうに及ばず、床、巾木、暖炉廻り等の雑石工事を含み、あらゆる石工事の全費用であったと推定することができよう。

四万二千円の石工事費を以上のように想定し、外部の兩仕舞工事完了後、工程的に内部石工事が先行しなければならなかったとすれば、建物が竣工したといわれる大正二年一二月までには、石工事の竣工といわれる五月から数えても、優に七ヵ月以上の工期を残していたこと、つまり、内部石工事が完了した後、木部造作、壁漆喰の仕上、内装クロス張、そして塗装工事等の仕上工事が順調に進められ、然る後その年の一二月に建物を竣工させることは、かなり忙しい工程としても、何とか可能であったと考えることができるであろう。

冒頭でふれたように、綱町別邸の着工や竣工時期あるいは工事経過等については、これまで不明な点が多いとされてきた。しかし以上いくつかの資料によって、着工・竣工の時期、なかでも前掲石工事資料あるいは五章で述べる新資料の出現によって、部分的ではあるが、工事経過の一端を窺い知ることができるように思われる。さらには、大正四年度 J・コンドル書簡が、以上のような事情をふまえて書かれたと理解することによって、書簡内容の把握が、一段と容易になるであろうことが期待されるのである。

2 竣工後のクレームとJ・コンドル書簡

J・コンドル書簡一（二章表3）は、以上の経緯をベースとして、大正四年（一九一五）二月二六日に書かれた。これによると、その日の朝、綱町別邸の管理人であった金万喜人は、煖房効果の疑問についてJ・コンドルに電話で質問をなし、書簡一はそれに対する返書であったことがわかる。図4にその原書簡を示す（なお、筆者による翻刻を同図右に掲載した。以下のコンドル書簡についても、同様である。）。

大正四年二月二六日といえば、綱町別邸が竣工して二廻り目の冬を迎えた年にあたるが、その日の朝、電話で言い残したことを、J・コンドルは追いかけてこの書簡で書いている。図4に見るように、原書簡には訂正文字は一字もない。しかし総体的に彼特有の筆ぐせが認められる。万事に曖昧さを嫌い正確さを期したJ・コンドルは、その大要をつぎのごとく書いた。

「新しい三井の建物の温水煖房設備について今朝電話をいただいた時、煖炉設備のある部屋では、煖炉も同時に焚くようラジエーターの設計ができていることを申し上げるのを、忘れていました。広間とか廊下のように煖炉のない部屋では、ラジエーターの放熱面はその分だけ大きく設計されているのです」

と前段で述べ、つづいて後段で、冬の厳寒時に建物の最大煖房能力をテストする方法を述べながら、そもそも煖炉というものは、火が焚かれていないと、見た眼にもわびしく見えるものだし落ちつかないものだと書いている。このクレームがどのような結末になったのか、三井文庫所蔵のJ・コンドル書簡で煖房設備のクレームに関するものは、これ一通だけであった。

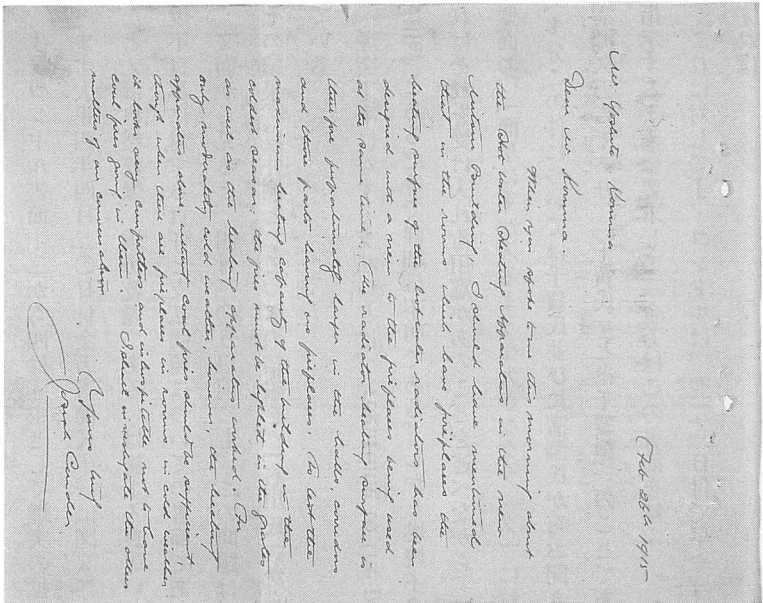


図 4 コンドル書簡 1 (1915 年 2 月 26 日) と同翻刻 (右)

Feb 26th 1915

Mr. Yoshio Komma

Dear Mr. Komma

When you spoke to me this morning about the Hot Water Heating Apparatus in the new Mitsui Building, I should have mentioned that in the rooms which have fireplaces, the heating surface of the hot water radiators has been designed with a view to the fireplaces being used at the same time. The radiator heating surface is therefore proportionately larger in the halls, corridors and these parts having no fireplaces. To test the maximum heating capacity of the building in the coldest season, the fires must be lighted in the grates as well as the heating apparatus worked. For only moderately cold weather, however, the heating apparatus alone, without coal fires should be sufficient, though when there are fireplaces in rooms in cold weather it looks very comfortable and inhospitable not to have coal fires going in them. I shall investigate the other matters of our conversation.

Yours truly
Josiah Conder

つぎにJ・コンドル書簡―二から四までを紹介しよう。そのためには前掲表3に記載された金万書簡K―一から三までを、並行的に説明しなければならない。

J・コンドル書簡―二から四は、主として煙突の拡張工事やプラスチック工事関連のクレーム問題で占められていた。

まず大正四年四月二〇日付金万書簡K―一(図5)からはじめれば、この書簡は、建物が竣工して二年目に出た欠陥、たとえば自然乾燥、煖房乾燥、あるいは施工不良等いくつかの原因によって生じた漆喰壁のクラック、そして煙突の燃焼不良等に対する責任と支払問題についての書簡である。

文面から見ると、四月二〇日以前にも、この問題は、当事者相互間で話し合いがつつづけられていたように思われる。その結果、三井側としてつぎの結論を、「石川氏」からあなたに伝えるよう依頼された、と金万はこの書簡冒頭で書いている。

煙突工事に対する支払いとは、*“regarding to the payment of the cost of the work on the chimney of the Mitsui Villa”*とあるだけで詳細は不明である。しかし燃焼不良の欠陥責任は当然三井側にはないとしても、改善案の提案があればそれを受け入れる用意があることを述べながら、最終的にはホール中央階段から地下化粧室に通ずるプラスチック壁面の、「簡単に手が入るような大きなクラック」に対する補修費の支払いに問題があることを主張している。そして「多分この件については千賀氏並びに溝淵氏からお聞き及びでしようが……」と金万は書く。「溝淵氏」とは前掲註2の溝淵久万吉であり、「千賀氏」とは千賀鑽一のことであろう。そして塗直し工事は左官屋の責任であることを左官屋に指示するように要求して、金万はこの書簡を結ぶ。

これに対してJ・コンドルは、翌二一日付で早やばやとつぎの返事を書く(コンドル書簡―二、図6)。それを要約すれば

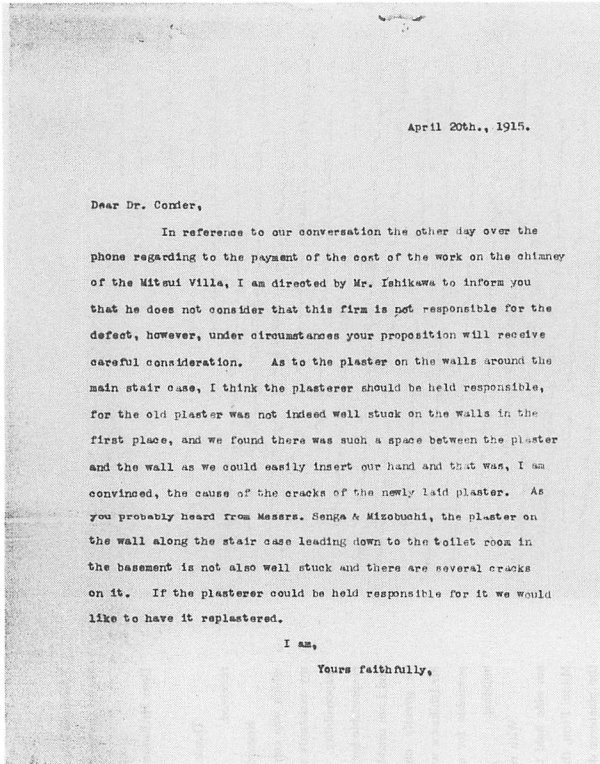


図5 金万書簡K-1 (1915年4月20日付)

「煙突の煙道上部拡張工事は、私のアシスタントの工事中の判断ミスによるものなので、正直いって私の責任である。したがってこの欠陥の責任は、石川氏もいうように、三井側でないことはその通りと思う。しかしこの工事は、いわゆる一式請負契約⁽⁸⁾によって施工されたものではないので、したがって追加支払なしで欠陥のすべてを補修せよとは、なかなかいい切れないものがある。そこでできる限り費用を安くおさえながら、満足のいく仕事ができるよう、別枠予算を

石川氏に認めて貰えるかと有難い。したがって階段室壁クラックの塗直しは左官屋の費用で施工させるが、そのための足場の費用については三井側で見て貰いたい」

というものであった。この「一式請負契約」については後にあらためてふれるが（五章）、ここにも「石川氏」が再三にわたり登場してくる。

それからおよそ一週間後の四月二十八日付で、金万はつぎの書簡K-12を書き送る（図7）。J・コンドルの前回意見に対して金万は、

「煙道拡張工事の支払については、石川氏

April 21st 1915

Y.Komma Esq
Mitsui Gomei Kaisha

Dear Mr.Komma

Thank you for your letter referring to the repairs to the Mitsui Villa just received.

Regarding the work of enlarging the upper position of the chimney flue which was contracted during construction by an error of judgement on the part of my assistants which I have frankly explained to you and for which I have admitted responsibility. I quite agree with Mr.Ishikawa that the Mitsui Firm are not responsible for the defect; but as the building was not executed by general contract and I am unable to compel a contractor to remedy the defect free of charge, I shall be greatly obliged (as I intimated before proceeding with the repairs) if Mr.Ishikawa will sanction the necessary payments which shall be kept as low as possible for satisfactory results, regarding claim as extras to the cost of the building.

With respect to the replastering of the walls of staircase I will so far as I am able hold the plasterer responsible and have it repaired without cost to the Mitsui Firm, though I may be obliged to ask for payment for the scaffolding which the plasterer does not himself provide. I fear however that I shall be unable to compel the plasterer to execute free of charge other plastering in which small defects are visible.

I remain
Faithfully yours
Josiah Conder

April 21st 1915

Y. Komma Esq.
Mitsui Gomei Kaisha

Dear Mr. Komma

Thank you for your letter referring to the repairs to the Mitsui Villa just received.

Regarding the work of enlarging the upper portion of the chimney flue which was contracted during construction by an error of judgement on the part of my assistants which I have frankly explained to you and for which I have admitted responsibility. I quite agree with Mr. Ishikawa that the Mitsui Firm are not responsible for the defect; but as the building was not executed by general contract and I am unable to compel a contractor to remedy the defect free of charge I shall be greatly obliged (as I intimated before proceeding with the repairs) if Mr. Ishikawa will sanction the necessary payments which shall be kept as low as possible for satisfactory results, regarding claim as extras to the cost of the building.

With respect to the replastering of the walls of staircase I will so far as I am able hold the plasterer responsible and have it repaired without cost to the Mitsui Firm, though I may be obliged to ask for payment for the scaffolding which the plasterer does not himself provide. I fear however that I shall be unable to compel the plasterer to execute free of charge other plastering in which small defects are visible.

I remain
Faithfully yours
Josiah Conder

図6 コンドル書簡2 (1915年4月21日付)と同翻刻(右)

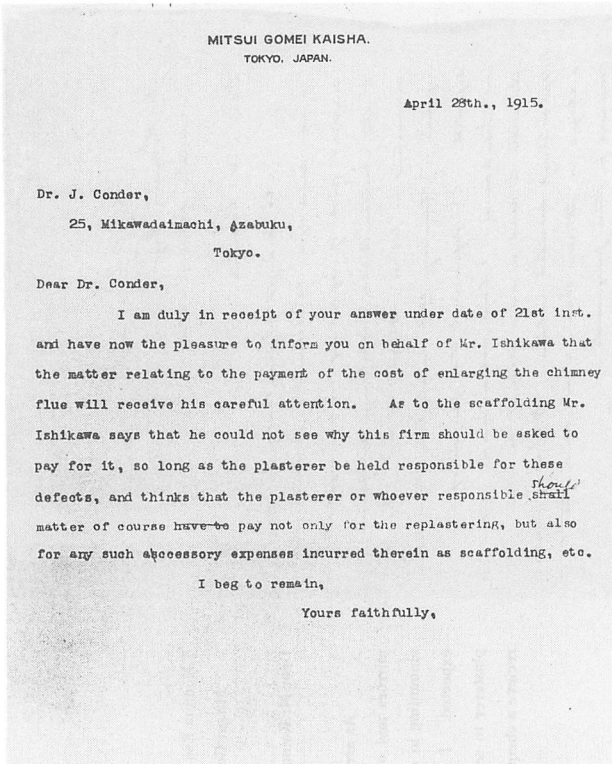


図7 金万書簡K-2 (1915年4月28日付)

の特別の配慮を以て考慮することとしたが、左官の費用についてはプラスターの塗替えのみならず、足場その他の経費についても、その責任は三井側にまったくないのではないか」と重ねて主張をくり返す。

ついで五月二六日付でJ・コンドルはおよそ一ヵ月間の経過報告を、つぎのように書き送っている。それを書簡一三

とし、その原書簡を図8とすれば、内容は一ヵ月間の経過報告にも拘らず、比較的簡単なものであった。直訳すれば

「前回打合わせた通り、私の指示によつて Mitsui Villa で施工した追加鏡と、左官の修繕費用総額二八五円三〇銭の明細書をお送ります。煙突の修理は私が考えていたよりかなり安くできました。それは石川氏の御意見を尊重し、プラスターの塗り直し費用に対しては請求しないよう私から指示したからです。二八五円三〇銭の小切手をいただき次第、領収書をお送りします」

この書簡によって、およそ一ヵ月の間

May 26th 1915

Y. Komma Esq
Mitsui Gomei Kaisha

Dear Mr. Komma.

As arranged at our last interview I now send you the account of additional mirrors and of repairing works supplied to the Mitsui Villa under my direction amounting in all to 285 yen. 30 sen. The repairs to chimney cost much less than I expected. In deference to the opinion of Mr. Ishikawa I have not allowed the plasterer to send in any account for the replastering executed by him. If I may receive a cheque for 285 yen. 30 sen. I will send the vouchers for these payments.

In remembrance
Yours faithfully
Josiah Conder

図8 コンドル書簡3 (1915年5月26日付)と同翻刻(右)

May 26th 1915

Y. Komma Esq
Mitsui Gomei Kaisha

Dear Mr. Komma

As arranged at our last interview I now send you the account of additional mirrors and of repairing works supplied to the Mitsui Villa under my direction amounting in all to 285yen 30sen. The repairs to chimney cost much less than I expected. I deference to the opinion of Mr. Ishikawa I have not allowed the plasterer to send in any account for the replastering executed by him. If I may receive a cheque for 285yen 30sen, I will send the vouchers for these payments.

I remain
Yours faithfully
Josiah Conder

に新しく鏡の問題が起り、何等かの処置が進められていたことをはじめて知るわけだが、それは後述するとして、ここではこれまで屢々書簡上にあらわれた「石川氏」についてふれておくこととしたい。それはJ・コンドルがこの「石川氏」の意見にかなりの敬意を払い、尊重し、また工事費の支払いに直接影響されていたように思われるからである。

これまでJ・コンドルは、金万喜人ともどもそれぞれの書簡のなかで、殆ど毎回のように「石川氏」を引合いに出してきた。またそれだけに、彼の意見には大きな敬意を表していたように思われる。たとえば書簡一三において、“I deference to the opinion of Mr. Ishikawa……”と述べ、また書簡一二では、“I quite agree with Mr. Ishikawa that the Mitsui Firm are not responsible for the defect;”と書き、つづつて同じクローズのなかで、“if Mr. Ishikawa will sanction the necessary payments……”とも書いている。また書簡K一、二において、金万が度たび上司の意見として引合いに出してきた「石川氏」、それほどまでに重視されていた「石川氏」に対して、これまで長いこと説明を保留してきた。

大正四年当時の三井合名会社は、一人の理事長、数名の理事のもとに、その実務組織として、つぎの七課、つまり秘書課、総務課、会計課、調査課、山林課、事業課、不動産課によって運営されていた。そして当時の会計課長は石川八十井^{せいでい}であった。会計課長が經理担当者であると同時に、契約の当事者でもある事例が多かったことを考えると、「石川氏」とは、この「会計課長石川八十井」その人に他ならない公算がすこぶる大きいと考えられる。

さて金万はその三日後、五月二九日付書簡K一三(図9)で、申越の金額二八五円三〇銭の小切手を送ったことを通知し、つづいて翌三〇日、J・コンドルはそれを受領した旨、直ちに返書を書く。それがJ・コンドル書簡一四である。これら二通は共に事務的で簡単なものであった。以上二通の書簡のうち、前掲金万書簡K一三は図9で見るごとく、金万自身のハンドライティングによる珍らしいものであるが、この書簡によって、J・コンドルが要求した工事費のト一

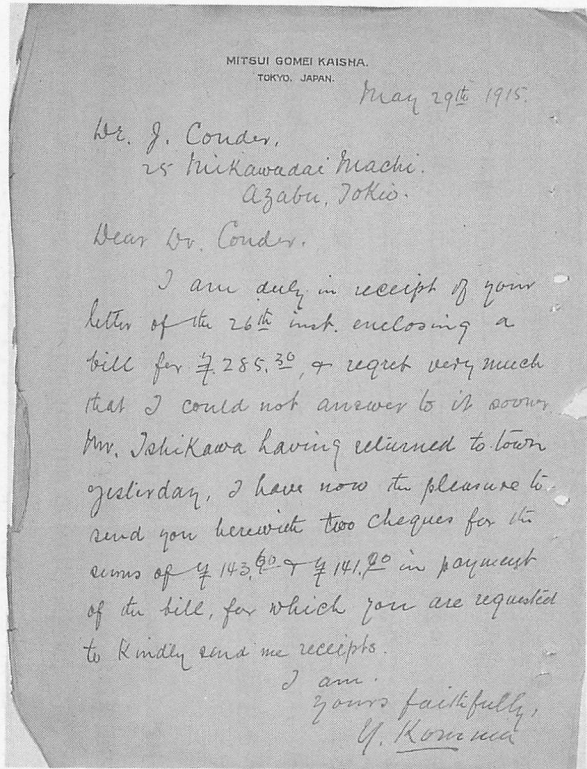


図9 金万書簡 K-3 (1915年5月29日付)

タル二八五四三〇銭とは、一四三三六〇銭、一四一四七〇銭の二口合計であったことを知る。そして金万は、この返書が一週間も遅れたのは、前掲「石川氏」が“having returned to town yesterday”のためであったと陳謝している。

前述のごとく、五月三日付 J・コンドル書簡一四は、図10に見る通り、およそ四〇字程度の簡単なものであった。一方、竣工後の綱町別邸の鏡について、クレーム問題がはじめて取りあげられたのは、前掲 J・コンドル書簡一三においてであった。しかし彼はこの書簡一四にお

いても、二口の追加工事について、“143 yen. 60 and 141 yen. 70 for the extra works at Mitsui Villa”と書いただけで、どちらが“additional mirrors”で、どちらが“repairs to chimney cost”であったかを明確に記述していない。だがいづれにしても、これらの修理工費が両者共一〇〇円台と比較的に少額であったことから、当時としてもや、軽微な工事であろうことは推定できるが、鏡についてのクレーム内容には、まったく説明がなされていないのである。

しかしその疑問は、つぎの金万書簡 K-4 (図11) ではじめて明らかにされる。そして、二人の間には基本的に、鏡

の新品と修理品について大きな誤解があったことがわかる。金万書簡K―四を要約すれば

「大変残念なことだが、先日新しく取付けた大、小二つの客間の壁掛鏡に、早くも数カ所斑点が現われた。これからの長い間そのままにしてもおけず、取りあえず新品と取り換えるべきかどうか考えているが、ご都合宜しき時現地を見ていただき、ご意見を賜りたい。」

この一五日付金万書簡に対してJ・コンドルが返書を書いたのは、その四日後、七月一九日のことであった。これまで、その翌日には返事を書いていた彼としては、珍しいことである。

「数日留守していました。綱町別邸の鏡についての貴翰拝承しましたが、リシルヴァー（鏡裏再塗布のこと・筆者註）したところに再び同じ斑点が出たという話ですが、大変残念に思います。ただこのリシルヴァーリングは、一時しのぎに修理させたことでもあり、鏡のメーカーとしても、再発しないことを保証しているわけでもないので、そのことをまずご了承願いたいと思います。私としては、これ以上リシルヴァーしてもあまり意味がないと思います。これらの斑点が建物の美しさを汚すものであったり、また三井男爵やそのお客様の眼にふれて目障りであるならば、ヨーロッパから新しく鏡を取り寄せる方が得策かと存じます。そもそもはじめの頃、ヒシダ・ショウタロウ商店は新しい鏡の費用を半分持つと聞いていましたが、今となっては折半させるわけにも行かず、三井が全額負担するようになってしまったのは残念なことです。しかし折半しておればリシルヴァーはなかったわけですから、この費用負担もなかったはずだと思います」（J・コンドル書簡―五、図12）。

ちなみに、「Supplier Hisnida Shotaro」とは、硝子の納入業者であろうが、その翌日書かれた七月二〇日付金万書簡K―五（図13）にも、「菱田の番頭」とか「平山」なる固有名詞がたびたびあらわれる。そしてこの金万書簡によって具体的に二人の間に誤解があったことが表面化するのである。金万書簡の要はつぎのごとくであった。

May 30th 1915

Dear Mr Komma

I write to acknowledge with thanks receipt of the two cheques for 143.60 and 141.70 for the extra works at Mitsui Villa.

I am making the payments to the respective contractors and as soon as I have their receipts I will forward them

I remain
Yours faithfully
Josiah Conder

May 30th 1915

Dear Mr. Komma

I write to acknowledge with thanks receipt of the two cheques for 143 yen.60 and 141 yen.70 for the extra works at Mitsui Villa.

I am making the payments to the respective contractors and as soon as I have their receipts I will forward them.

I remain
Yours faithfully
Josiah Conder

図10 コンドル書簡4 (1915年5月30日付) と同翻刻 (右)

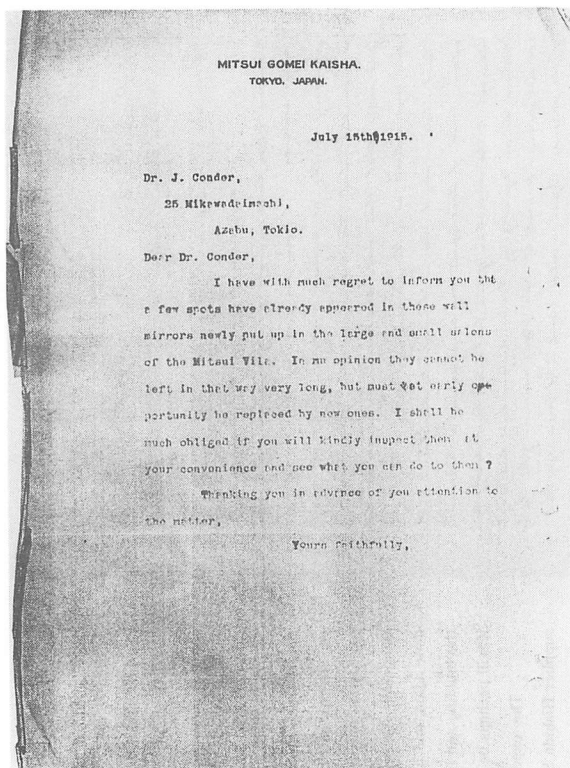


図 11 金万書簡 K-4 (1915 年 7 月 15 日付)

「私が申し上げたのはリシルヴァーした鏡についてではなく、最近取付けた大小二つのサロンの煖炉上の壁掛け鏡についてです。新品にこんなにも早く斑点が出たので驚くと共に落膽しました。鏡はすべて新品だったし完全な状態にあったわけですから、無償交換を要求しても、決して無理なことではないはず。つけ加えればヒシダの番頭は、無償で新品と交換してもよいといっている由、私はヒラヤマから聞いています」

以上、二〇日付金万書簡に対し、J・コンドルは翌二一日、大要つぎの返書を早やばやと書く(書簡一六、図14)。

「前回の貴翰を読み違えていたことを御詫びします。私はリシルヴァーした鏡に再び斑点が出たのだと思ったのです。

この件、壁からの湿気防止には随分と注意したにも拘らず、斑点が出たとは本当に困ったことです。この現象はどうも鏡の裏打ちそのものの持つ欠陥ではないかと考えられます。したがってヒシダに対して、無償で新品と交換させても何等憚ることはないわけです。修理後に同じような斑点が出るかも知れない国産の鏡をリニューアルしても、十分信頼できるものかどうか、あるいは目的に適う鏡をは

July 19th 1915

Y. Komma Esq
Mitsui Gomei Kaisha

Dear Mr. Komma

I duly received your letter concerning Mitsui Villa wall mirrors, on my return from a few days absence. I am very sorry to hear of spots recurring in the re-silvered mirrors, though it must be admitted that the mirror-maker could not guarantee that they would not occur again, and the work was ordered as a temporary measure. I do not think there is much use in having the resilvering done again, and if these spots are considered a serious blemish to the decoration of the building and likely to be observed as an eyesore by Baron Mitsui and his guests it will perhaps be best to order new mirrors from Europe.

The expense I fear would have to be born by the Mitsui, though the supplier Hishida Shotaro in the first instance offered to share the cost of new ones.

But that was before we made him go to the expense of resilvering, which he would not otherwise have incurred.

Remain
Truly yours
Josiah Conder

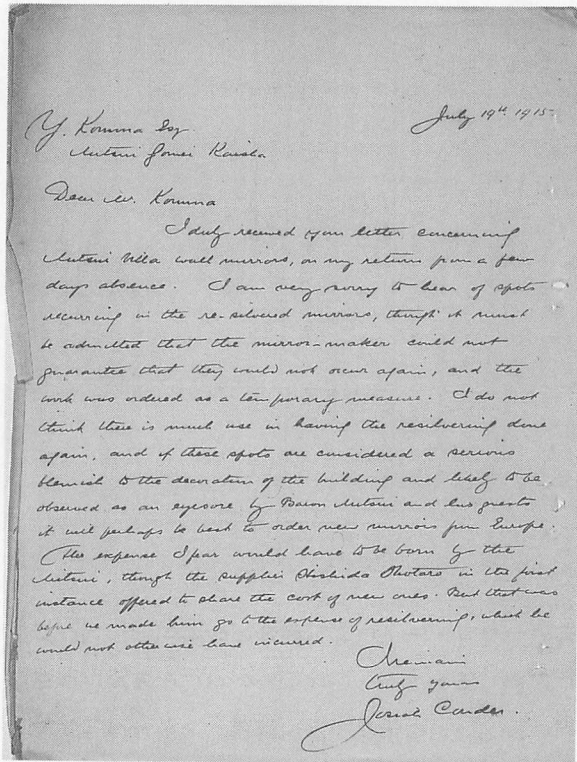


図 12 コンドル書簡 5 (1915 年 7 月 19 日付) と同翻刻 (右)

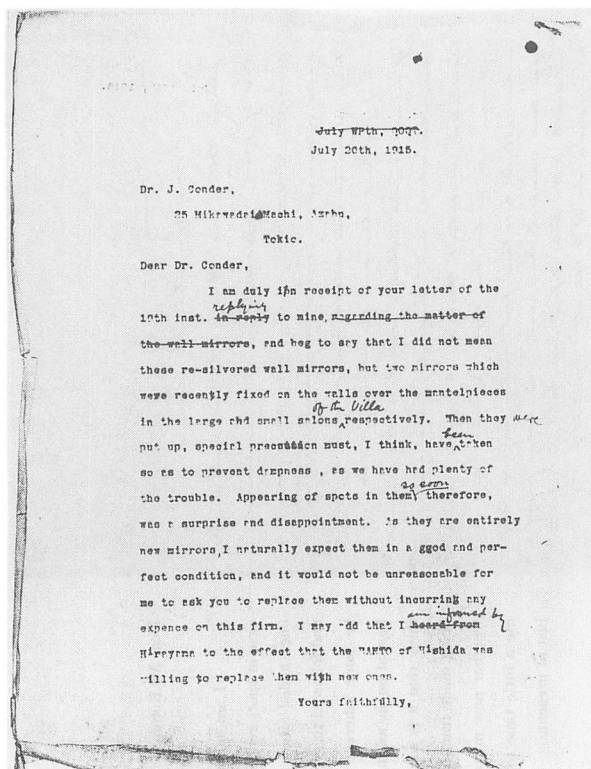


図 13 金万書簡 K-5 (1915年7月20日付)

はじめから輸入すべきであったかどうか、この問題を最初に十分検討すべきでした。この件についてはいま休暇中の私のアシスタントと後日相談しますので、少々時間をいただきたい」

以上が大正四年度 J・コンドル書簡——から六までの概要である。これらの書簡でたまたま取扱われた主題によって、われわれは、明治末期の温水暖房の実態や漆喰壁の欠陥、あるいは国産鏡の品質等に関する技術的問題の表面化を具体的に知った。

これらの書簡を通して知りえた J・コンドルの、仕事に対する責任感や筆まな性格、あるいは実務家としての判断の確かさ等については、あらためて検討の要があるわけだが、一方、そのためにも、前掲一章五七通の J・コンドル書簡は、ひどく貴重な存在であったことをあらためて知るのである。

以上はきわめて数少ない事例であるが、二人の往復書簡によって明らかにになったいくつかのクレームから、当時の施工技術や材料生産の一部を、ある程度推定で

July 21st 1915

Dear Mr. Komma

I am sorry that I misread your previous letter and thought that it was a case of spots reappearing in the re-silvered mirrors: where as it is in the two new ones added afterwards. This is very annoying as every precaution was ordered and followed to prevent damp reaching them from the walls. It looks as if it must be some inherent defect in the mirror backs themselves; and I should have no hesitation in asking Hishida to replace them with new ones at his own loss. I think that it is advisable to ascertain first whether we can rely upon such renewal being made from local stock which is not liable to the same defects afterwards or whether new mirrors should be specially imported for the purpose. Please give me a little time to go into this matter with the aid of my foreman who is absent just at present.

I remain
Yours truly
Josiah Conder

Dear Mr Komma.

July 21st 1915

I am sorry that I misread your previous letter and thought that it was a case of spots reappearing in the re-silvered mirrors: where as it is in the two new ones added afterwards. This is very annoying as every precaution was ordered and followed to prevent damp reaching them from the walls. It looks as if it must be some inherent defect in the mirror backs themselves; and I should have no hesitation in asking Hishida to replace them with new ones at his own loss. I think that it is advisable to ascertain first whether we can rely upon such renewal being made from local stock which is not liable to the same defects afterwards or whether new mirrors should be specially imported for the purpose. Please give me a little time to go into this matter with the aid of my foreman who is absent just at present.

I remain
Yours truly
Josiah Conder

図 14 コンドル書簡 6 (1915 年 7 月 21 日付) と同翻刻 (右)

きるように思われる。

まず温水暖房関係のクレームからはじめれば、大正四年二月二十六日の朝、金方がどのような電話をしたのか想像は容易である。しかしJ・コンドル書簡一に関する限り、このクレームが暖房システムそれ自体の欠陥にあったとは受けとり難い。たとえばこれが、屢々起りがちなボイラーの故障、配管・ラジエーターの水洩れ事故あるいはボイラーの熱量不足等、基本的な原因によるものではなく、もっぱら運営管理上の問題に原因があったと思われるからである。

当時、わが国の暖房業界は斯界の第一人者と目された高田慎蔵率いるところの高田商会独占事業の観があったといわれる⁽⁹⁾。事実、高田商会は綱町別邸工事のみならず、前掲東京倶楽部、帝国大学法学部教室(明治一七年竣工)等、J・コンドルが設計した建物の温水暖房工事を一手に施工していたばかりでなく、J・コンドル自身も、東京本郷・高田慎蔵邸(明治三三年五月竣工)並びに青山南町・高田慎蔵邸(明治三四年六月竣工)を設計していた(前掲一章註3)。

明治期の暖房システムは、まず温水暖房にはじまり、ついで蒸気暖房へと移行していくいわゆる直暖方式が採用され、ついで送風機の発達とともに蒸気温風暖房方式へと進んでいった。しかし残念なことに、綱町別邸工事には当時の仕様書が残されていない。温水暖房設備についての仕様もない。したがってその辺の事情は詳らかでないが、J・コンドルはこの建物に対して、当時もつとも信頼しうる温水暖房の方式を採用したばかりでなく、施工実績の最も多い高田商会を指名施工させたものと考えられよう。

つぎは左官工事に対するクレームである。大正四年四月二〇日、金方はその書簡K一の中段で“[∴the old plaster was not indeed well stuck on the walls in the first place, and we found there was such a space between the plaster and the wall as we could easily insert our hand...]”と訴えているが、ここでいう「プラスター」とは、左官工事の総称であり、左官材料としての石膏 plaster を意味するものではない。石膏 plaster がわが国で実用化されたのは、よ

うやく大正末期のころであったから、ここでいう左官材料とは当然「漆喰」でなければならぬ。事実、関東大地震後、昭和三年に行なわれた綱町別邸大改修時の仕様書にも、「壁漆喰塗ハ全部新規塗直シトス」とあり、創建時に「漆喰」が使われていたことを明らかにしている。(五章註9参照)

さて原設計時の左官工事が漆喰塗であったとすると、前掲クレームに見る「容易に手が入るような膚別れ」とは、如何なる現象であったのか。読んで字のごとく、煉瓦を下地とする漆喰壁の膚別れクラックは、煉瓦面に施工した下地すりあるいは地付け、または鹿の子すりに問題があったであろうと考えられる。下すりの材料が砂入り漆喰であったか、当時行なわれた在来木舞下地用荒壁土混入材であったかはとにかくとして、漆喰工事では常識とされる中塗以降の十分な仕上期間の確保、つまり左官工事に関する限り、上塗りまでの仕上げ期間を、出来得れば一年程度は確保すべきではなかったか等々の問題に帰着すると考えられよう。

最後は鏡に関するトラブルについて。鏡を主題とする書簡には、J・コンドル書簡二通、金万書簡二通があげられるが、それらが、当初国産品であったか輸入品であったか、これについては厳密に明記されていない。しかし金万書簡K―五に記載される通り、大小二つのサロンに取り付けた新品の鏡に早くもスポットが出たこと、そしてその前日のJ・コンドル書簡―五では、鏡はヨーロッパから輸入するのが得策ではなかったかと述べていること、さらにはその書簡―六において「国産の鏡をリニューアルしても十分信頼できるものかどうか、あるいは目的に適う鏡をはじめに輸入すべきであったかどうか、この問題を最初に十分検討すべきであった」と述べていることから、当初に使用された鏡は母材が輸入品、裏打ちが国産技術であった、と推定することができるように思われる。だからこそ、リシルヴァーリングの問題が盛んに論じられたのである。

当時の硝子鏡の生命は、一にも二にも鏡裏面の銀引技術の品質如何にあった。そして明治中期から、五ミリ乃至六ミ

リの厚板磨き硝子が輸入されるようになり、それを鏡に加工する段階ではじめて、わが国で硝酸銀による天日銀引加工が行なわれるようになった。しかし天日による硝酸銀の銀引加工は、自然の風や不順な天候、そして空气中に浮遊する塵埃等に悩まされて、つねに品質的には不安定な状態にあったといわれる⁽¹⁰⁾。

以上のことから綱町別邸に使用された鏡は、さきに仮定したように、鏡の母材こそ輸入品であったが、それを鏡に加工する段階で、わが国の銀引加工技術に、大きな品質的なむらがあった。そしてJ・コンドルは、それを書簡一六でも書いているように、後々まで悔んでいたと結論することができそうである。

(1) 河東義之編『ジョサイア・コンドル建築図面集・Ⅲ』、昭和五十六年中央公論美術出版社。

(2) 鈴木博之『ヴィクトリアン・ゴシックの崩壊』(平成八年二月、中央公論美術出版社刊) 一・三・六「コンドルの設計報酬」によれば、ロンドンで発見された四二通のJ・コンドル関係工事費領収書の内、三井家綱町別邸関係二二通のなかに含まれる給料領収書記載の最も古い日付がそれである。すなわち

「領収証

一金四拾円也 三月分給料

但シ三井家建築監督料

右之金額正ニ領収候也

明治四十三年三月三十日 溝淵久万吉

コンドル様」

(3) この領収書その他によって、鈴木博士は「三月にはすでに工事は、着工の状態にあったのではないか」と指摘している。
小野木重勝『日本の建築「明治大正昭和」2、様式の礎』昭和五十四年三省堂刊。

(4) 田原新之助。明治九年三月七日品川に生れ大正五年八月二九没。明治二三年以来、J・コンドル、曾禰達蔵に師事。三菱一、二、三号館、高輪、茅町の岩崎邸工事に関与。大正二年二月二八日の発令で、山形県工師として、旧山形県庁舎を設計、その竣工後およそ二ヶ月にて没。四一歳であつた。この件並びに三章図3、五章図24については、平成二年以来、当時の山形県生活文化課課長で現在山形県立山形工業高校高橋一夫氏、並びに現山形県郷土館長である小野孝氏のご教示があり共に深く感謝申し上げたい。

(5) 三井合名議案第九号「三田綱町建物ヲ当会社ニ無償譲渡ノ件」大正三年十月七日。この時の評価額二二万五千円より綱町別邸別家相当額を差し引いた予想額。

(6) 昭和四年三月二九日、竣工届が提出された日本橋室町に建つ現三井本館。地下二階地上七階鉄骨造耐震耐火建築。石工一事には、全仕上工事費の五三パーセント、設計経費を含む全工事費の一七パーセントに当る工費が使われた。設計トロウブリッジアンドリウィングストーン事務所（ニューヨーク）、施工ジェームス・スチュアート社（ニューヨーク）。

(7) 千賀鎖一。前掲註2資料中に「領収書一金参拾円也明治四十三年三月分給料、右正ニ領収仕候也、明治四十三年三月三十日千賀鎖一、三井家小山建築場コンテル事務所御中」があり、また三井合名議案第五〇三号（大正十三年八月）「綱町別邸本館震害復旧ニ関スル件」にも、「綱町別邸ノ復旧ニ関シ往年同本館建築ノ際設計者ジョサイア・コンデル氏ノ下ニ施工監督ノ任ニ当リタル千賀鎖一氏ニ委嘱シ本月七日現場ニ就キ踏査ヲ乞ヒタル処其ノ意見大要左ノ如シ」として、関東大地震時に大被害を受けた綱町別邸の震害復旧策を相談している。

(8) さきに筆者は前掲書「綱町三井倶楽部」一五七ページにおいて“general contract”を、「一般契約」と訳出した。しかしJ・コンドルの意図を正確に伝えるためには、これを「一式請負契約」あるいは「総合請負契約」と訂正する方が正しいと考えた。すなわち請負工事方式を、つぎのいくつかに分類すれば、

(一) “General Contract System”（一式請負契約制度）

(二) “Several Contract System”（分割請負契約制度）

- (三) Separate Contract System、(工事別請負契約制度)となり、一方、精算を必要とする工事方式によってこれを分類すれば
 - (四) Unit Price Contract System、(単価請負契約制度)
 - (五) Stated Sum Contract System、(定額請負契約制度)
 - (六) Cost Plus Fee Contract System、(美費報酬加算式契約制度)となる。したがってJ・コンドル書簡一の場合(一)に相当する契約と解釈するのが、ここでは正しいと考える。
- 以上の分類法は、佐野利器、桜井良雄『現代日本工業全集第二五巻「建築」』昭和一四年刊。山下寿郎『報酬加算式建築施工契約制度』昭和四一年刊によった。
- (9) 日本建築学会『近代日本建築学発達史・八編環境工学七章暖房設備』
 - (10) 先田与助『日本ガラス鏡工業百年史』昭和四六年二月日本ガラス鏡工業百年史編集会。

四 大正八年度J・コンドル書簡

1 J・コンドル書簡とJ・ガスビー宛書簡

J・コンドル書簡八通のうち、残る二通は、大正八年に書かれた。そのなかの一通は四月二日付、他の一通は一〇月二九日付で、その間に四月四日付金万書簡一通が入る。

金万書簡を含む上記三通は、網町別邸噴水工事や日本庭園工事の開始時期を推定する上で、きわめて重要な資料であるが、なかでも前掲表3最終行に記載した、三井合名会社からJ・ガスビー(前掲二章註4)に宛てた一通の書簡は、

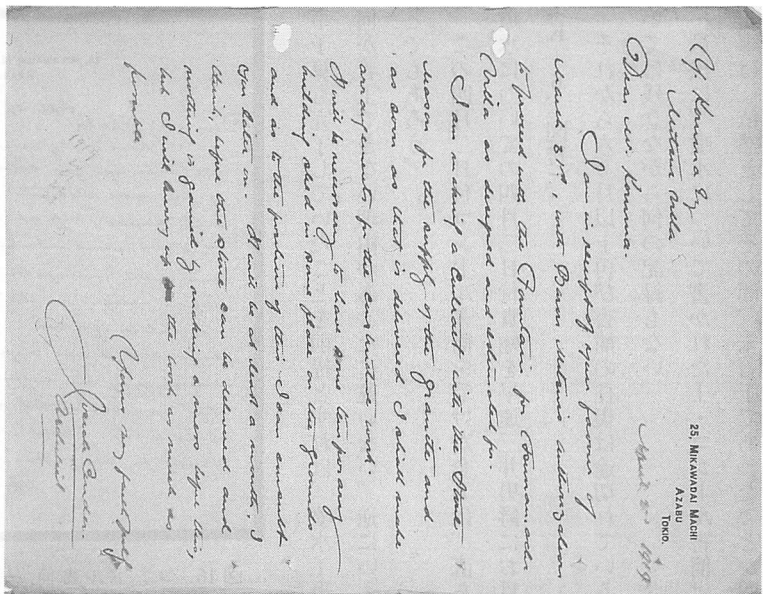
噴水工事費の精算に関して、きわ重要な意味を持つものであった。

まず大正八年四月二日付J・コンドル書簡一七、図15について述べよう。表3上で大正四年度の最終書簡となる七月二一日から数えて、およそ三年半という長い期間、J・コンドルと金万との間に何の打合わせもなかったとは到底考え難いが、この書簡一七は金万が、ついその二日前、つまり三月三一日付でJ・コンドルに手紙を送っていたことを明らかにしている。その文面から、綱町別邸の竣工後、五年以上もペンディングになっていた噴水の設計や工事開始の準備が、その間着々と進められていたことを、感じとることができる。強いて推定すれば、J・コンドルがあらためてこの仕事にとりかかったのは、大正七年から八年初頭にかけてではなかったか、と考えることができよう。竣工後五年もの間何故噴水の着工ができなかったか、その理由を解明するのが本章である。

さて、図15のレターヘッド²⁵、MIKAWADAI MACHI, AZABU TOKIO²⁶は、これまでのJ・コンドル書簡六通のすべてが、浮き彫りのあるレリーフ型であったのに対し、それと同一書体、活字の号数も字配りもまったく同一の、すべてがインクで印刷されたものであった。それは、まさに二章末尾で紹介した岩崎家関係の新書簡一七が、図16に見るごとく、用紙寸法は一・三×一七・七センチと小型であったにも拘らず、やはり同一書体、同一号数で印刷されたレターヘッドが使用されていた。ちなみに「三河台」とは、かつてこの地が松平三河守の下屋敷跡であったことに由来し、明治四年以来このように呼称されたという。

さてこれまで、綱町別邸洋風庭園の中心部を飾る噴水は、当然、大正二年一二月、この建物の竣工と同時に完成したと考えられてきた。しかしJ・コンドル書簡一七の出現によって、この予想は事実と反していたことが明らかになった。すなわち、J・コンドルはこの書簡の冒頭で、大正八年三月三一日付金万書簡を受領し、噴水工事の設計と工事費予算がこのたび「三井男爵」から承認を受けたことを感謝しながら

図 15 コンドル書簡 7 (1919 年 4 月 2 日付) と同翻刻 (右)



April 2nd 1919

Y. Komma Esq

Mitsui Villa

Dear Mr. Komma

I am in receipt of your favor of March 31st, with Baron Mitsui's authorization to proceed with the Fountain for Tsunamachi Villa as designed and estimated for.

I am making a Contract with the Stone Mason for the supply of the granite and as soon as that is delivered I shall make arrangements for the constructive work.

It will be necessary to have some temporary building shed in some place on the grounds and as to the position of this I can consult you later on. It will be at least a month, I think, before the stone can be delivered and nothing is gained by making a mess before this, but I will hurry up the work as much as possible.

Yours very faithfully

Josiah Conder

Architect

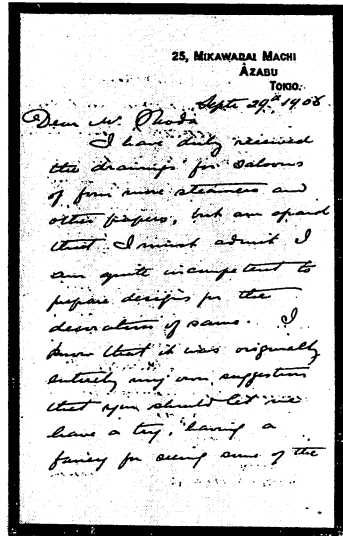


図16 コンドル書簡(1906年9月29日付・原徳三氏所蔵)用紙寸法は11.3cm×17.7cmと小型。

「私は目下、みかげ石の工事業者と契約の話を進めています。それが出来次第、工事準備にかかります。いづれ現場内に工事用の仮設小屋をつくる必要がありますが、その場所については後日相談します。石が届くまで最小一カ月は何もすることがないでしょうが、一日も早く工事にかかれるよう準備を進めるつもりです」と述べているからである。

この書簡通り、大正八年三月三十一日以前に、設計図も工事予算も完了していたことを前提とすれば、噴水工事の着工が建物竣工後五年以上も延び延びになっていたことには、何か着工できない理由があったに違いない。逆にいえば、着工可能な条件がその頃になってようやく整った、ということでもあろう。

この四月二日付コンドル書簡を受けた金万は、直ちに四月四日、簡単なつぎの返書を送っている。それは「綱町別邸噴水についての四月二日付貴翰を早速三井男爵にお目にかけご報告いたします」という四〇字程度の短いものであった(K-6、図17)。

それから六ヵ月以上再び書簡の往復は途切れている。その間にどんなやりとりが二人の間でとり交わされたか、については残念ながら何の記録もない。

最後に、噴水について書かれたJ・コンドル書簡は、大正八年一〇月二十九日付である。これによって綱町別邸の噴水工事は、依然としてその間、未着工であったことが明らかになる。すなわちこの一〇月二十九日付J・コンドル書簡一八

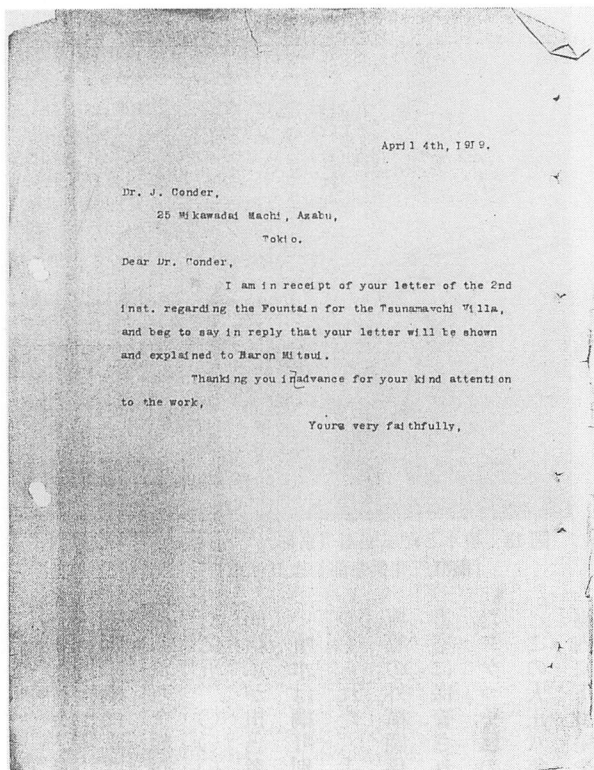


図 17 金万書簡 K-6 (1919 年 4 月 4 日付)

(口絵) は、几帳面な彼にしては、一枚のレターペーパーの裏と表を利用した珍しいもので、裏側に滲み出たインクによつて判読がひどく困難になっていた。要点を直訳すれば

「額面五千円の小切手只今有難く受領しました。仮の領収証を同封します。噴水工事用みかげ石の製作は殆ど出来上り、現場据付けを待つばかりになりました。しかし据付けに先立ち噴水につながる水道配管を、いまずぐ施工しておかなければなりません。それは、石を貫通する部分の水道管の径を予め決定しておかないと、後からでは施工できなくなるからです。したがって直ちに水道当局

と最寄りの埋設水道本管について、水圧位置、パイプ径を確認しなければなりません。実際の接続は後からで十分です。

また工事の担当者から、井戸水を噴水に使用する可能性について質問がありましたが、そのためにはかなり大きなポンプと貯水用タンクが必要となるばかりでなく、費用も大きくかかり、その割には、常に効果的であるとはいえません。水道の持つ自然水圧こそ大切であると考えます。噴水休止時にはヴァルヴを廻して水を止めておけばよいのはいうまでもない

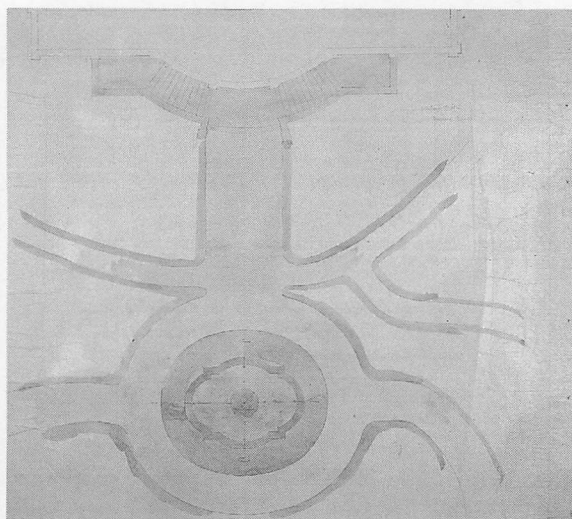


図 18 噴水と洋風庭園（京都大学所蔵コンドル設計図、
『綱町三井倶楽部』より転載）

ことです」

この手紙で確認できることは、まず大正八年一月二九日現在、噴水工事はまさに着工直前の状態にあったこと、三井合名から支拂われた金額が設計費か工事費かは不明だが、とにかく仮渡金として五、〇〇〇円であったこと、そして以上のこまごました技術的指示が担当者金万になされていたことである。

噴水は綱町別邸南側、バルコニーに面した洋風庭園の中央部につくられた。J・コンドルの手に成る綱町別邸関係設計図は、門塀等の外構関係を含めて計七五枚が、現在京都大学建築学教室図書室に保管されているが、図18はその中の一枚で、淡く彩色されたスケッチ風の簡単な噴水設計図一枚だけが存在する。

この大正八年一月二九日付書簡から推定すれば、間もなく現場内に下小屋や材料倉庫等が準備され、水圧調査、引込口の検討、然る後噴水本体の着工は、早くとも一月中旬あるいは下旬を過ぎた頃であったかと考えられる。

しかし残念なことには、この書簡一八以降、噴水がいつ着工いつ竣工したのか、その記録はない。通常、準備完了後三ヶ月もあれば何とか竣工が可能と思われるこの工事を、当時の施工能力、人海戦術に冬季厳寒期の季節的条件、加えて年末年始の特殊な条件を加味すると、噴水工事の竣工は優に桜の咲く頃を過ぎ、夏にさしかかっていたかも知れない

い、とさえ考えられるのである。

J・コンドルが麻布三河台の自邸で死去したのは、大正九年六月二日であった。夫人のくめも夫の看病づかれか、J・コンドルが亡くなる一日前にこの世を去った。このような度重なるコンドル家の不幸を悼んで、当時の『建築雑誌』はつぎの記事を載せている。⁽¹⁾

「本會名譽會員ジョサイア・コンドル博士の我建築界に於ける功績の多大なるに對し、建築學會に於て博士の表彰式を行ひたる。去る四月十八日當夜微恙を漏らされたりしが、爾來博士の健康勝れず加ふるに老軀漸く衰頹を來たし、憂懼に堪えざりしが病次第に重り腦溢血と告げられたり。博士の病床に看護に盡されたりし夫人亦急に病を發し、唐突に逝かれて以來愈重態を伝へられ、去る六月十五日來全く危篤の状態にありしが遂に廿一日夜溘然として三河臺の自邸に逝かる哀悼に堪えず。享年六十九歳、實に夫人の死後十一日なり。嗚呼」

以上の追悼文によつて、J・コンドルが四月一八日にはすでに「微恙を漏ら」していたこと、そして「六月一五日以來全く危篤の状態にあつた」こと、これらの事実を綜合すると、彼が生前に噴水の竣工を確認できたか否か、限りなく否定に近い微妙な時期にあつたといわざるをえない。したがつて彼が受領したとされる仮受金五、〇〇〇円の精算と、噴水竣工までの工事経過を知ることとは、一〇月二九日以降のJ・コンドル書簡が発見されていないだけに、かなり困難な作業であるうことが予測された。それに貴重な示唆をあたえたものが、前にふれたJ・ガスビーへの三井合名からの書簡である。それは、J・コンドルの死去後、およそ二年余を過ぎた大正一一年九月九日付のものであつた。

それ以前、J・ガスビーはその年の六月二六日、噴水工事費と設計報酬について三井合名会社に一通の書簡を書いて

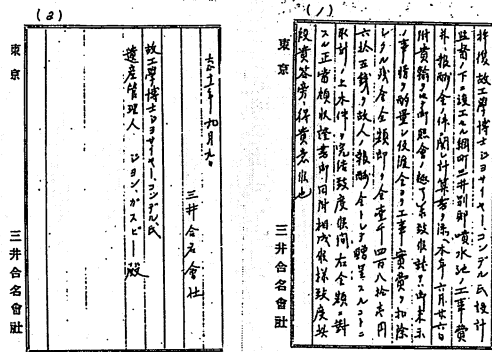


図 19 J. ガスビーへの三井合名書簡

いた。その書簡は残念ながら三井合名に残されていないが、彼はその冒頭で、自ら J・コンドル遺産管理人としての経緯を述べ、工事精算書を提出した。それに対する三井合名からの九月九日付回答はつぎのようであった(図 19)。

「拝復 故工学博士ジョサイヤー・コンデル氏設計監督ノ下ニ竣工セル綱町三井別邸噴水池ノ工事費并ニ報酬金ノ件ニ関シ計算書ヲ添へ本年六月廿六日附貴翰ヲ以テ照會ノ趣了承致候就テハ御来示ノ事情ヲ酌量シ仮渡金ヨリ工事實費ヲ扣除シタル残金全額即チ金壹千四百八拾壹円六拾五銭ヲ故人ノ報酬金トシテ贈呈スルコトニ取計ノ上本件ヲ完結致度候間右金額ニ對スル正當領収證書御回附相成候様致度此段貴答旁々得貴意候也

大正十一年九月九日

三井合名會社

故工学博士ジョサイヤー・コンデル氏
遺産管理人ジョン・ガスビー殿

J・コンドルとコンドル夫人くめの死去が、わずか旬日の間に相次いだことを考えると、彼の死後、遺産管理人となつた J・ガスビーが、工事費の精算に難渋したであろうことは想像がつく。またこの件について、前掲金万や溝淵久万吉が J・ガスビーの良き相談相手になつたであろうことも、容易に想像がつく。

さて「仮渡金ヨリ工事実費ヲ扣除シタル残金全額」が「壹千四百八拾壹円六拾五銭」であつたことから、仮渡金の支

払いが一回だけであったと仮定すれば、噴水工事に要した費用は、五、〇〇〇円からの差引金三、五一八円三五銭であったことになる。しかしJ・ガスピエの計算書は残されていない。

工事費を推定するには二つの方法が考えられた。噴水に使用された石材量とその加工費からの推定がその一であり、昭和三、四年に実施された大修理工事費（五章註9参照）からの推定がその二である。新たに作成した実測図面と前掲修理費を検討の結果、前掲差引金三、五一八円三五銭が噴水工事費として妥当であるとの結論に達した。⁽²⁾

以上、工事費推定に見通しがついたところで、J・コンドルに支払われた仮渡金は当初の一回だけであったこと、したがって彼への設計報酬額一、四八一円六五銭とは、単純にその差引金額であったことがわかる。とすれば、噴水の設計料は実に工事費実費のおよそ四〇パーセントにも相当する高率であり、工事監理費その他の諸経費がりに設計料に含まれていたとしても、きわめて高い料率であったことになろう（五章3節参照）。

さて、綱町別邸の竣工が前述のように、大正二年一二月であったとすれば、竣工後六年近くの間、噴水の着工は延期された状態にあった。その理由が奈辺にあったか。そこには、綱町別邸日本庭園の理想的な造営と運営を企図した三井家の、長期的な経営悲願があったと思われるのである。

2 噴水工事の先送りと日本庭園

J・コンドルの綱町別邸設計原図は、前述のように現在京都大学に保管されているが、そのすべてを収録した前掲書『綱町三井倶楽部』（はじめに註1）からも、正門、通用門、裏門、煉瓦塀、鉄柵等の外構困障の詳細を、細部にわたって確認することができる。たとえば、綱町別邸の建つ北の高台中心部にある洋風庭園と、南側低地に広がる日本庭園と

を画する石造圍障と、それを飾る庭園灯も、上記圍障關係図のなかの一つである(図20)。

このような外部設計について、前掲小野木博士はつぎのように述べる。すなわち

「コンドルが邸宅、クラブの設計で外部環境との調和を重視したことも見逃せない特色である……コンドルが設計した邸宅、クラブの庭園では、北白川宮邸、高輪岩崎邸、三井倶楽部、古河邸などが著名である。門・外圍障や洋館周辺の洋式庭園の設計を自ら行い、泉水、花壇、内圍障のほか、苑路、外灯、排水柵やその鑄鉄蓋に至るまでいささかもおろそかにせず、行き届いた設計を行い建物との調和をはかった」³⁾

J・コンドルは綱町別邸の竣工時、当然それら外構施設のすべてを完成させるつもりでいたはずである。そして確かにそれらは予定通りに完成した。しかし何故か、前掲書簡によって明らかのように、噴水着工だけが大正八年末ごろまで延び延びになっていた。

その理由を検討するには、綱町別邸竣工前後における敷地条件と、噴水着工に至るまでのその成立過程を知らなければならぬ。

図21は関東大地震で大きな被害を受けた綱町別邸が、昭和三、四年に大改修された際、作成された敷地実測図である。北の高台Aの中央部分に、綱町別邸の建物が白抜きで配置され、その南側に洋風庭園と苑路が描かれる。さらに南側低地部には日本庭園が広がる。この時点での敷地全面積と地がたちはほぼ現状に近く、通称一万坪といわれる面積にまで広がっていた。⁴⁾この形に至るまでの綱町土地の変遷過程を、わかりやすく一覧表化したものが表4である。

それまでの変遷過程を調べると、江戸末期の弘化三年(一八四六)頃、綱町別邸の建つ高台A部は、旧佐土原藩鳴津

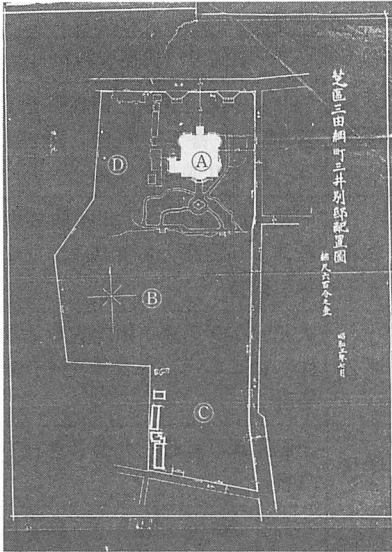


図 21 大改修時に実測された綱町敷地図 (昭和3年7月)



図 20 石造圍障と庭園灯

淡路守の屋敷跡地で、南の低地の日本庭園が展開する広大な部分は、旧会津藩松平肥後守の下屋敷跡地であったことがわかる。⁽⁵⁾ さらに表4と図21で、大正六年七月に購入された鍋島邸跡地二、〇八八坪部分を③とし、①と③の中間にあたる部分を②とする。そして①の西側、大正一三年に購入した蜂須賀邸跡地一、〇〇五坪八一八部分を④とすれば、④部分は未だに資料的に購入の経緯、購入年が不詳の部分ということになる。⁽⁶⁾ そして④部と③部の面積を併せた部分⁽⁷⁾もともと会津藩松平家時代から、名園のほまれ高い日本庭園の原型が展開されていた一部分だったのである。⁽⁸⁾ さて大正一二年の関東大地震はこの附近一帯を火の海としたが、綱町別邸の建つ周辺の一画だけは、火災の災厄から免れた。しかし前述の通り地震によって綱町別邸は大きな被害を蒙った。煉瓦壁体には亀裂が走り、構造躯体は大きく歪んだ。そしてバルコニーの手摺りは脱落し、小屋の鉄骨は振り曲げられた。⁽⁹⁾ 建物自体を廃棄するか改修するか、改修するとしても、如何なる改修方法があるか。長い間検討された結果、ようやく成案を得て改修工事に着手したの

表4 綱町土地変遷一覧

記号	購入年月	面積総計	備考(典拠資料)
㊶	明治11年9月	2,616坪96	三井文庫蔵『芝區三田綱町七番地買取一件書類』の内「続202ノ5」により㊶部を購入
㊶+㊷	明治43年1月	6,822坪65	明治43年1月、三井家同族會管理部より三井合名會社への財産目録引継書
	大正元年10月	6,823坪25	大正元年「東京市區調査會地籍地圖」による三井合名會社所有分の合計
	大正3年7月	6,822坪65	不動産課設置時三井合名會社の引継書
㊶+㊷+㊸	大正6年7月	8,910坪65	㊸部2,088坪を購入(不動産課議案「産第139號鍋島邸買入ノ件」)
㊶+㊷+㊸+㊹	大正13年5月	9,916坪468	蜂須賀家より㊹部1,005坪818を購入(不動産課議案「産第479號地所買入ノ件」)

- 註) 1. 別掲図21を参照のこと。
 2. ㊶より㊶+㊷への変遷過程は資料的にまだ明らかでない。
 3. 三井不動産議案によれば、㊶から㊹に至る間、大正年間に微細な敷地の整理・統合がなされている。

は、昭和三年六月であった。そして七月に前掲図21の敷地実測図が作成されたのである。

以上綱町敷地の成立過程を眺めると、三井家が六正六年まで鍋島家跡地の購入を待望したのは、綱町別邸の計画時から理想的な形として日本庭園計画の実現を、悲願としてきたからではないだろうか。

そのような意味から、表4「綱町土地変遷一覧」の備考欄「大正六年七月一七日付不動産課議案第一三九號鍋島邸買入ノ件」をあらためて見直せば

「一金拾貳萬五千圓也

本家及手洗鉢壺個ヲ除ク外一切、右ハ當綱町別邸庭園ニ隣接セル鍋島子爵所有地ニシテ今回賣却セラルル由ニ付前記金額ヲ以テ御買入可然哉」(図22)

とあり、「庭園ニ隣接セル」この土地こ

そ、三井家の待望久しかった日本庭園の計画地そのものだったことがわかる。

網町別邸の廻遊式日本庭園は大正八年三月に起工したといわれる。一方、大正六年七月に購入された鍋島邸跡地から、鍋島家自らが三井家との契約により「本家及手洗鉢壺個」を敷地外に移築した後、なおもその跡地に取り残されていた鍋島家不用の老朽家屋四四坪が、三井家によって処分されたのは、ようやく大正八年四月のことであった。⁽⁹⁾

日本庭園の着工にとって重要なこの部分を、前掲註9の三井合名議案書から、かさねて引用すれば

「網町別邸内古家屋賣却ノ件 不動産課

一金四百五拾圓也

賣却價格

同前邸内(元鍋島跡)ニ介在セル別紙圖面間取りノ建物ハ不用ノモノト被存候ニ就テハ前記價格ヲ以テ取崩シ家トシテ賣却可然哉」

以上は大正八年四月一六日付議案の内容である。つまり、大正八年三月の日本庭園の起工は、旧鍋島家跡地が大正六年七月に購入され、敷地内に残置されていた鍋島家の本家とその不用家屋が、大正八年四月になってようやく撤去されて、はじめて可能になったものと考えられよう。

さらに以上の関係を、前掲註5図集の拡大部分図23によって再検討すれば、弘化三年当時、松平肥後守下屋敷がおかれたこの土地は、前掲図21のⒷⒸ部を含め、二の橋から三の橋にも達する広大な面積を占めていた。さらに『網町土地沿革并ニ庭園概況』¹⁰⁾中の網町土地についてのつぎの記述「維新前松平家(俗ニ薩摩屋敷ノ鴨場ト稱ス)」とは、当時、佐土原藩が薩摩藩の支藩であったことから、通称「薩摩屋敷」と称されたものと考えられよう。かくして網町別邸の日本庭園は、旧会津藩松平家以来の広大な庭園の一部が鍋島家に引継がれ、それが大正六年、三井家の取得するところとなつてはじめて、いまの形に組み直されたものと考えられるのである。

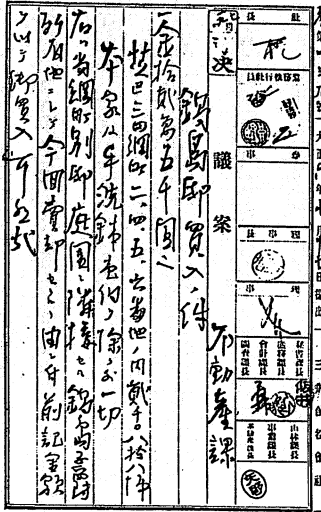


図 22 「鍋島邸買入ノ件」(大正 6 年 7 月 17 日付三井合名議案)

現日本庭園の水^{みづ}上部分には、およそ七メートルの落差をもつ滝の石組が組込まれ、かつては豊富な地下水脈を持っていた自然湧水によって、滝が構成されていたといわれる。一方、前掲図 21 に見る◎部の水^{みづ}下部分は、時代の推移とともに地下水が枯渇し、現在はあたかも枯山水の相を呈しているが、かつては恰好の鴨場だったのであろう。

さて、大正八年三月の日本庭園の着工と、鍋島邸跡地の購入とが、不可分の関係にあった事実が明らかになった段階で、洋風庭園の噴水着工と、当時日本人に馴染の薄かった噴水の持つ意味について、あらためて考えてみる必要がある。そうである。

J・コンドルは前にもふれたが、書簡一八(口絵)の後段において、*“Some question was asked by clerk of works as to the possibility of supplying the Fountain from a well、”*と書いたように、当時の網町別邸工事担当者が、噴水に使用される水道水の大量消費を惜しむあまり、井戸水の併用をも考慮したことを明らかにしている。

しかし J・コンドルはこの質問、あるいはこの提案を採用しなかった。その理由として、彼はこれを純粋な技術的問題として取りあげた。そして噴水にとって大切な要件は、豊富な水の供給とコンスタントな水圧の確保であると説明した。噴水経営に対する物理的要件が以上のごとくであったとしても、一方噴水には、噴き上げる水の織りなす美的機能も、基本的に存在することを忘れるわけにはいかない。

そこでわが国で、洋風の噴水が議論の対象になりはじめた文久二年三月、当時横浜に在住したヴァイス領事が、外国人居留地のために立案したといわれる水道計画書『居留地給水

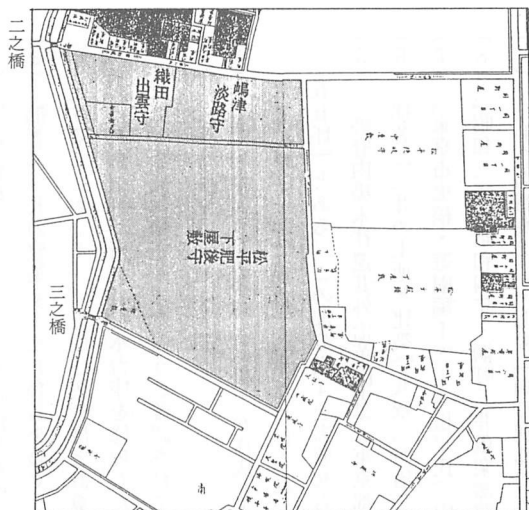


図 23 江戸末期の「三田綱町」
『御府内場末往還其外沿革図書』弘化3年
(東京都公文書館所蔵)より作成

に関する覚書』⁽¹⁾によって、その頃の噴水に対する基本的な考え方を探してみると「将来もしヨーロッパ人居留地が一層繁栄し居留地を飾り立てたいとすれば、日本人地区とヨーロッパ人居留地の間の広場に、噴水を幾つかこしらえてこの水を流せば、それによって風景の美しさと実用的役割りを両立させることができる」というものであった。

ヴァイス領事のこの覚書によれば、噴水の効用とは、居留地に水道水を供給する実用的価値と、噴水それ自体の持つ美しい風景の確保にあった。現代とは異なり、水の浄化装置も、循環ポンプも未開発の時代であったし、また洋風の噴水自体にも馴染みの少ない時代であったとすれば、綱町の場合、噴水から流れ出る大量の端末水の始末には、大いに関心が必要ならなかった。つまり綱町別邸においては、本庭園の整備こそが噴水工事以前の第一要件でなければならなかったと考えられよう。それを効果的に処理する舞台装置が、日本庭園の水上に位置する滝の石組であり、それを受けとめる日本庭園の池の完成であった。いかえれば、大正六年、待望久しい鍋島土地の購入によってはじめてそれが可能になったということであり、さらには大正八年のある日、鍋島家敷地内にとり残されていた鍋島家「ほんや本家」の遺構が、鍋島家自身の手によって解体・移築されてはじめて、日本庭園の着工が可能になったと考えられるのである。

- (1) 「名譽會員ジョサイアコンドル博士を弔ふ」『建築雜誌』第四〇三号大正九年七月
- (2) 拙著『三井の建築家―三井合名をめぐって』八四ページ、噴水台座の実測図から石材量を算出して当時の石工費を推定すると、およそ一、五〇〇円程度と計算された。また昭和四年度三井合名不動産課議案第二四七号「綱町別邸改修工事稟議及見積書」所載、噴水台座を修理した東京京橋区東豊玉河岸四六番地田口清吉商店見積書との比較によって、推定された工費は略正確であろうと確認されている。
- (3) 小野木重勝三章註3前掲書
- (4) 「同族会事務局庶務課記録掛」が作成した大正六年六月『三井合名會社所有地所沿革調査』（三井文庫所蔵未整理資料）によれば、その「地券」の項に付けられた一枚の符箋に、「大正十三年地券面九八八・三六坪、実測面一〇、三〇七・五五坪」とある。この部分表4を参照せられたい。
- (5) 『御府内場未往還其外沿革図書』（東京都公文書館所蔵）
- (6) 拙著『三井の土地と建築』八章「明治二七年とR・W・アーウィン」（平成七年五月、日刊建設通信社）
- (7) 『東京市史稿・遊園編I』―「松平氏三田別業」
- (8) 『昭和三年―昭和四年・綱町三井俱樂部関東大地震時修復工事写真』三井不動産（株）蔵
- (9) 三井合名議案第二二七号「綱町別邸内古家屋賣却ノ件」大正八年四月一六日。
- (10) 『綱町土地沿革並ニ庭園概況』（三井文庫所蔵未整理資料）。元禄九年―萬延元年改正の江戸城周辺古地図によれば、当時の「薩摩屋敷」は、現日本電気株本社敷地附近を中心に広大な敷地を保有し、同時に現JR田町駅の隣地国道沿い東京湾に面して「薩摩藩蔵屋敷」が営まれていた。したがって『綱町土地沿革並ニ庭園概況』の記述「俗ニ薩摩屋敷ノ鴨場ト稱ス」の部分は、前記「薩摩屋敷」から遠く離れていたにも拘らず、この土地がもともと旧佐土原藩跡地で、その佐土原藩が現在の宮崎県との県境に位置し、鹿児島薩摩藩の支藩となっていたことから、「俗ニ薩摩屋敷ト稱」されたものであろうかと推定される。

(11) 横浜開港資料館『横浜水道関係資料集・一八六二—一八九七—(ウアイヌ領事提出の居留地給水に関する覚書)』、資料番号一ノ一ノ二、昭和六二年横浜開港資料館刊。

五 網町別邸の工事体制・工事監理等について

これまで検討してきたJ・コンドルの書簡数は決して多いとはいえない。本稿冒頭でもふれたが、四四年間という彼の滞日年数とその性格から見て、むしろ少なすぎるといふべきである。

しかし扱われる主題によつては、それら数少ない書簡からでも、当時の工事機構や生産技術、あるいは工事体制等について、いくつかの示唆を窺うことができる。各章ですでに若干の考察を試みたが、そのような視点からJ・コンドル書簡を、あらためて眺め直すこととする。

1 官側営繕機構・民側営繕機構

前掲表1・2・3において、その前期と後期、つまりJ・コンドルが工部省・宮内省等日本政府関係の仕事に従事した時期と、彼が官を辞して民に下り、内外数多くの政財界人の住宅設計を主たる業務とした時期とは、それぞれ書簡の扱われ方や内容に大きな差があったことがわかる。

まず表1で、明治一一年からの三年間に書かれた書簡四二通に、煉瓦や木材等の建築材料、設計打合わせ記録等、技術に関連する主題が扱われていたのは当然としても、一方、面談申込み、図面等の送り状、礼状等、一般的儀礼的挨拶

文も数多く含まれている。そして上記四二通中、J・コンドルの自筆原書簡として確認しうるもの三二通、残る九通は開拓使側の翻訳書簡、二通は、開拓使側の書簡目録によつてのみ、その存在や内容を知りうるというものであった。

つぎに表2、明治一四年から一七年、宮内省皇居造営事業に関する一五通のなかで、J・コンドル原書簡の存在が確認しうるものは九通のみで、残る六通はやはり開拓使同様、宮内省側の翻訳書簡によつてはじめて、その内容と存在を知りうるものであった。そしてこれら一五通に共通する大きな特徴は、その大部分が偶然にもいわゆる一般的書簡というよりはむしろ、専門的な技術論文的内容で網羅されていたことである。

たとえば、一章註6前掲書三章で小野木博士は、一五通のJ・コンドル書簡を、「コンドルの地質調査」(書簡番号三、四、五、六、七、八の六通)、「コンドルの材料試験」(同九、一〇の二通)、「コンドルの基礎仕様と耐震壁構法」(同一一、一二、一三、一四の四通)、その他の三通に分けて紹介しているように、大部分が、専門的な技術報告書簡で占められていたといえる。

翻つて表3の構成を見ると、前掲表1・表2のそれとは大きく異なり、J・コンドル自筆書簡八通とそれに密接に関連する金万書簡六通から成り、そこには三井合名側による翻訳書簡は一通も含まれていない。二章において紹介だけにとどめた岩崎家関連の新書簡三通についても、同様のことがいえるであらうと考えられる。

いうまでもなく工部省・宮内省等、政府関係機関内に翻訳書簡が公的書類として数多く残されたことは、政府機関としての事務機構上、当然のことと考えられるが、さらに興味ある特殊の人間関係を指摘すれば、当時、開拓使工事を担当した工部省工事主任森山武光⁽¹⁾が、明治一五年宮内省に創設された皇居造営事務局建築課長として転出したことも、偶然ではあろうが、あながち無関係ではなかったように思われる。すなわちその彼が、両省共通の工事責任者として、終始、J・コンドルやコンドル書簡と深くかかわったことは、政府機関の機構上からも、翻訳書簡としてそれを整理・保

管する必要がある、その取扱い方に、共通するものがあつたであろうと思われるからである。

さて表1、表2に代表されるJ・コンドルの政府関係工事は、すべて官側の直営工事として実施された。たとえば前掲遠藤博士は「この工事はごく一部を除き開拓使の直営工事として施工され、その工事実施面は使側技術者がすべて担当し、コンドルは設計者として使側技術者の指導に當つた」と述べ、また前掲小野木博士は「コンドルがわが国で最初に手がけた邸宅建築として著名な有栖川宮邸工事においても、コンドルはほとんど現場指導の必要もなく、主として設計作業に専念したのであろうと考えられる」と述べる。そして同書には、有栖川宮邸工部省側工事担当者として、明治一四年一月から一八年七月の間、高原弘藏、片山東熊、河合浩藏等をはじめとする、三六名にもおよぶ多勢の関係技術者リストが発表されている。

この官側營繕機構に対し、民間側工事としての綱町工事の場合はどうであつたか。たとえばその工事組織として、三井合名会社内に担当の「不動産課」が設置されたのは大正三年八月のことである。初代課長は矢野亮一⁽¹⁾。つまり組織としての建設担当課の設置は、綱町別邸竣工後のことであつたし、さらにいえば、金万書簡の執筆者金万喜人の三井合名入社も、課長の矢野亮一同様、竣工後の大正三年のことであつた(前掲二章註3)。

そして金万喜人は、綱町別邸竣工後の管理工事に関する限り、三井合名会社不動産課や秘書課に稟議することなく、金万書簡K一六や別稿⁽⁶⁾からも明らかのように、直接「三井男爵」との打合わせによって工事を進めた。そしてそこには表1や表2に見るごとく翻訳書簡や稟議書は一通も存在しなかつた。いつて見れば、それは、工事実施の組織や管理機構上の規定の問題というより、それ以前に担当者金万個人の事務処理の考え方に基因していたべきであらう。つまり、三井合名会社内部の関係議案書に、J・コンドル書簡の添付されたものが一通も無かつたことに、そのことが明瞭に裏付けられるように思われる。

思うに金万はJ・コンドルとの往復書簡を、綱町別邸内あるいは金万の住んでいた構内社宅に保管したに違いない。前にも述べたがこの建物は関東大地震時火災の災害から免れた。かりにJ・コンドル書簡が議案書に添付され、日本橋の旧三井本館（横河民輔設計・明治三五年竣工）や、今井町三井家本邸、深川西大工町三井家別邸、あるいは同じく西大工町所在の旧三野村利左衛門邸土蔵内に保管されていたとすれば、関東大地震やそれにつづく昭和二〇年の東京大空襲によって、前掲表3の形におけるJ・コンドル書簡の存在はありえなかった。そしてそれらを綱町別邸内に金万が私的に保管していたであろう結果が、上記J・コンドル書簡に大きな幸運をもたらしたものであろう。

2 綱町別邸の工事体制

J・コンドルが複数の日本人技術者を直接雇傭し、工事監理の任にあたらせたことは、前掲三章註2や同註7その他によって明らかであるが、少なくとも綱町別邸工事においては、J・コンドルが注文主である三井家から工事費の仮払いを受け、彼自らがそれぞれの下請け工事人と見積りの交渉を行ない、個別に工事費を決定し、その都度契約締結をなし、その支払い業務までを代行した事実を、あらためて本節でとりあげておきたい。

それについてはさきに、J・コンドル書簡一三、四、八等において実例を二、三報告したが、さらに、前掲三章註2において紹介を省略した他の具体例を、いくつかあげることとする。

まず綱町別邸の着工年と考えられる明治四三年度の実例である。前掲鈴木博士の報告によれば、その一つは、「東京府下南足立郡江北村字鹿濱煉瓦石製造販売人斉藤藤吉電話王子二十三番」、現在の足立区鹿浜であろうと思われるが、同地居住の煉瓦製造業者斉藤藤吉から、明治四三年二月一八日「壹千参拾円」、同三月三一日「九〇〇円」、同五月三〇

日(この資料は断片のため一部切れていて金額不詳)の三回にわたり提出された煉瓦代金の受領書である。これら受領書にはそれぞれ「三井家納入煉瓦代第一回内渡し金」、「……第貳回……」と但し書があり、宛先はすべて「三田三井家コンデール建築事務所」となっていた。

つぎに木材業者として、明治四三年八月と一〇月(共に日付の記載はない)に提出された錠文吉の受領書「三井家建築場用木材代金」、それぞれその金額「四二四七五錢」、「六六四一錢」があり、また大工手間賃受領書として、明治四四年二月二十九日付一、三〇〇円を筆頭に計五口合計二、三五二四二〇錢が、同四五年四月三〇日まで支払われている。宛名はいづれも「三井家建築場コンデール事務所」であった。

以上のように、材料費や手間賃がJ・コンドルを通して直接支払われていたとすれば、彼等との個別契約業務も、J・コンドルは三井家の代行者として直接彼等と交渉を行ない、取り決めを行なっていたに違いない。たとえば書簡にあらわれた明らかな事例として、大正八年四月二日付書簡(書簡番号一七)をあげれば、「I am making a Contract with the Stone Mason for the supply of the granite」とあるように、「工事費や製作仕様についても、この場合、石材業者との直接交渉があったことを明らかにしている。

ちなみに前掲三章註2には、以上の他に、綱町別邸石工事関係業者の受領書が二枚収録されている。宛名はいづれも「コンデール様事務所」、「コンデール建築事務所」であったが、内容は、二件ともつぎのように石の彫刻見本作製代となっていた。この場合もJ・コンドルとの直接交渉によって取り決めが行なわれたものであろう。

▼明治四四年六月三〇日 松村政吉一九四一〇錢 三井俱樂部彫刻見本提出出掛合費

▼明治四四年六月三〇日 松山良郎一六四八〇錢 三井俱樂部納石代

さらに綱町工事における工事体制と契約関係をあらわす具体的事例として、建具工事の場合を報告したい。それは、

前掲資料三章註4、並びに図3の場合と同様、旧山形県庁舎新築工事の関連資料として最近知見されたもので、大正三年九月、建具業者松本金次郎からJ・コンドル宛に願ひ出された、工事实施「証明書」(図24)の下附願である。

この「証明書」には、当時J・コンドルが関係した東京倶楽部工事、今村邸工事、綱町別邸工事、以上三件の建具工事の施工実績が記載され、その末尾には、J・コンドルのサインも見える。記載要領は、前掲図3の場合と略々同様であった。内容を整理すると、

▼東京倶楽部洋館建具工手間請負金

三、二六八四八〇銭、大正元年九月二〇日竣工

▼今村邸洋館建具工手間請負金

二、六〇七四三五銭、大正二年四月二〇日竣工

▼三井倶楽部洋館建具工手間請負金

二、九七二四七〇銭、大正三年二月二五日竣工

となる。ちなみに、「今村邸」とは、大正二年七月に竣工したといわれる今村繁三邸であろう。とすればこの年は、三月に前掲諸戸邸、七月にこの今村邸、九月に元箱根岩崎小彌太郎、そして「二月」に三田の綱町別邸がつづいて竣工したことになる。

東京倶楽部工事については、前掲図3その他でたびたびふれており、その竣工年とされる「大正元年九月」は図24の記述と合致していて、本件に関する限り問題はない。しかし綱町別邸に関しては、当時の建具工が手間請負であったことを含め、竣工期日をはじめとする問題点が二、三考えられる。

その第一点は、前掲図24で松本が実施したという綱町別邸建具工事の工期についてである。従来「大正二年二月竣工」とされてきたこの建物の建具工事が、「大正三年貳月廿五日」までかかったとすれば、「建物竣工後」の大よそ二カ月のズレをどう解釈すればよいのか。これを、単純に建具工事の手直しまたは駄目工事の期間であったと解釈すれば、問題はきわめて簡単である。しかし逆に、それは問題を複雑にもしていくようである。

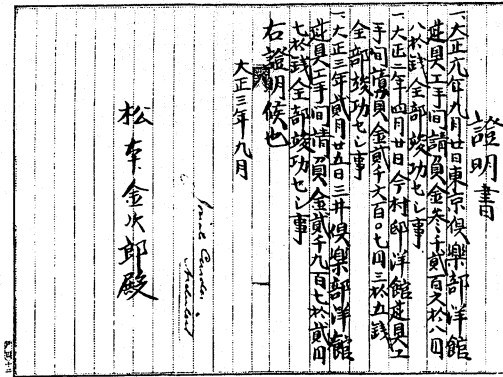


図 24 松本金次郎宛ての建具工事竣工証明書

たとえば仕上工事工程において、建物外部の雨仕舞を完全にするためには、外廻り窓建具とその硝子工事が先行しなければならぬ。図 24 に建具工事開始日の記載はないが、かりに前記「大正三年貳月廿五日」竣工が事実とすると、前掲図 3 における石工の工程や内部左官、内装仕上の工程にも、多くの齟齬が生ずることになり、前記工程は俄かには信じ難いことになる。これと同質の問題が東京倶楽部の石工工程に生じていたことは前にふれた(三章)。

つぎに第二点、建具工事の年間請負について。当時は一般に木製、鋼製を問わず、洋風建具は輸入品が多かった時代である。綱町別邸に現存する一、二階ベイウインドウ四連の上げ下げ窓建具が、すべて曲面の部材で構成され、窓硝子

にもやはり曲面硝子が使われていることから、これらがすべて輸入品であった公算大であるとすれば、前掲図 24 に記載される東京倶楽部、今村邸の建具工事も、ともに年間請負であった理由がはつきりする。

試みに、昭和三年六月当時の綱町別邸改修工事仕様書及び工事予算書(9)から、この工事に関連する部分二項目をとりあげれば、

▼「造作工事仕様概要

造作、建具、建具金物、硝子等ハ凡テ取外シタル材料ヲ其ノ儘元ノ形ニ取付クルモノニシテ一部新設又ハ補足ハ凡テ在来ノモノニ倣フヘシ」

▼「造作工事豫算

木工事費 一一、一一二四五〇
造作工事費 二六、九七六四二五

建具工事費

一五、二三九円五〇

計

五三、三二八円二五

とあり、これによつて、綱町別邸の建設当時、前記松本金次郎が取付けた建具や建具金物、そして硝子等の大部分が、昭和三年の大改修時に、可能の限り、そのままの形で再使用されたことを明らかにしている。改修費用一五、二三九円五〇銭のなかには、取外しの費用、補修費、補足材料費そして再吊り込み費等が当然含まれていると思われるが、建設当初の松本金次郎の年間請け費二、九七二円七〇銭と比較して、それは興味深い金額であり、内容であつたといふべきであらう。

ちなみに前掲図3資料において、四二、〇〇〇円であつた当初の石工事費は、前掲改修工事における予算書では

▼石材工事費 四〇、一二一円七〇

▼大理石工事費 三、八五七円四五

となつてゐた。そこで改修石材工事の仕様概要書から、その一部をあらためて抜粋すれば

「石材取外シニ際シテハ破損ヲ来ササル様ニ特ニスデニ破損セルモノハソレ以上ノ破損ナキ様入念ニ取外シ割レタルモノハジャーマンセメント其他ヲ用ヒ極力接合ヲ試ムヘシ 新規補充ノ石材ハ色合石肌等出来限り在来品ト同等ノモノヲ選ヒ仕上ノ程度モ在来品ト同等タラシムヘシ（以下省略―筆者）」

とあり、ここでも可能の限り、細部にわたつてこまごまとした石材の再使用方法が規定されている。これら改修工事の予算書と仕様書によつて、建設当初の建具工事や石工事の原型が正確に保存されてきたように思われる。

さて、綱町別邸工事においてJ・コンドルは、前掲溝淵久万吉、千賀鑽一等、幾人かの日本人技術者を直接彼の指揮

下に雇傭し、建築現場の工事監理にあたらせた。工事費や下請契約についても、J・コンドルは自らその任にあたった。それはJ・コンドルにとっては、まさに彼特有の直営工事といえた。さらに彼は、三井家に代って工事費の支払いまで代行したのである。だが、一見J・コンドルによる直営工事の形に見えたとしても、三井家側からこれを見れば、現実には、直営工事の形をとった一つの委託工事でしかなかったといえよう。

3 網町別邸の工事監理等

明治一〇年代のJ・コンドル書簡に見る官側の直営工事において、政府側工事責任者と個々の工事業者の間で、どのような工事契約が結ばれたか。これについては、従来明らかにされたものはない。それは、本質的には網町別邸工事においても同様といえよう。

しかし網町の場合、前記官側の直営工事と大きく異なる点は、幸いにも前掲の資料三章註2や、新資料図3、図24等が発見されて、煉瓦、土管、木材、石材等の材料供給業者、あるいは石、建具、大工、人夫供給等の工事業者と、J・コンドル間で結ばれたであろう工事請負金額、あるいは工事期間等を記述した支払金受領証その他が、断片的ではあるが一部明らかにされ、またJ・コンドルに雇傭されて工事監理の任にあたった日本人技術者達の給料受領書も発見されて、それらがいずれも「J・コンドル」、または「J・コンドル事務所」宛に直接提出されていたことである。そしてそれは、同じ設計者による前掲東京倶楽部工事や、今村邸、諸戸邸等の個人住宅工事に対しても、同じシステムで行なわれたであろうことを、かなりの確度で窺わせるものだったことである。

民間工事におけるそのような工事体制が、明治期のその当時、一般的な形であったか、あるいはJ・コンドルが採用した特有の工事形式であったか、一概に結論づけることは困難であるが、急速に近代化に向ってつき進んでいた当時の明治日本にあって、近代化された総合請負業いわゆる今日的なジェネコンが、技術的にも、資本的にも、未発達の状態にあり、またそれをサポートするサブシステムも未発達で、現代のごとき建築生産方式が確立されていない時代であったのは確かなことであった。

そこで、前掲大正四年四月二一日付J・コンドル書簡一、二、あるいは三章註8で説明を簡略にした“as the building was not executed by general contract”の持つ意味について、あらためて考えてみることにしたい。

J・コンドルはこの書簡で、欠陥の出た左官工事の手直しに必要な足場架設の費用までは、契約が general contract のもとで一本化されたものでなかったことを理由に、すべての費用を左官工事業者に負担させるわけにいかないことを述べている。それは三章註8で指摘した通り、つぎに掲げる三種類の契約法中の(一)に該当するものだったと解釈すべきで、すなわち請負方式による工事の分類を

- (一) General Contract System (一式請負契約)
- (二) Several Contract System (分割請負契約)
- (三) Separate Contract System (工事別請負契約)

と再録するならば、J・コンドルがさきに書簡一、二でとりあげた“general contract”とは、まさに(一)の「一式請負契約」に該当していたと見るのが正当であったと思われる。また前掲三章註2や図3、図24で見たように、形の上では綱町別邸工事の場合を含め、東京倶楽部工事や今村邸工事においても実施したであろうと思われる(三)の「工事別請負契約」とは、便宜上彼が代行しただけのことであり、真の意味の「直営工事」ではなかったのである。何故ならば、彼は

決して綱町別邸や東京倶楽部、今村邸の注文主でもなければ、建物のオーナーでもなかった。つまり官側営繕における「直営工事」と異なり、J・コンドルは三井家その他の注文主の絶大なる信頼のもとに工事を全面的に委託され、彼本来の職能を誠実に遂行した、建築家の一人でしかなかったということである。

こうして工事別に見積書、契約書がJ・コンドルの手許で整えられ、工事費の総計が集計された段階で、はじめて彼は、三井家から彼が想定する規定の設計料を、あるパーセンテージのもとで受けたのではないかと推定することができる。

その間の事情は、噴水工事におけるJ・ガスビーへの三井合名回答書簡（二章表3）から、着工時、噴水の設計料が未決定であった事実からもそれがわかる。また一方、前掲資料「コンドルの設計料率表」（二章註2書一四五ページ）ともいべき彼の提案するところの

「新築工事の予備的スケッチ、実施図面、見積りの提供、契約締結、詳細図面の作成および施工監理。

一式で実際の工費の八%（予算外の工費および施工主によって提供された材料費も含む）（現場監理者の給与、特別の旅費または監理費は別途）」

とあるこの資料から、綱町別邸の場合の工事監理や設計料のあり方が具体的に推定できるように思われる。たとえば、J・コンドルが明治三二、三三年ごろ提案したとされる上記「設計料率表」によって、彼が綱町別邸の工事監理者として「雇傭」した、前記溝淵久万吉や千賀鑽一への「現場監理者の給与」が、綱町別邸の設計料とは、基本的に別枠計算で構成されていたと推定できることから、いまも一部に採用されているかつての日本建築家協会制定の「業務報酬四ノ三」^(三)、つまり「現場監督員をおくときその費用は人件費、諸経費および現場事務費を含め建築主の負担とする」という提案よりはるか以前に、J・コンドルによって提案され先行した考え方であった、と考えられそうである。

- (1) 遠藤明久「森山武光と中村一正」(開拓使物産売捌所の研究・第六報) 日本建築学会論文報告集第一〇四号昭和三十九年一〇月
- (2) 同右「開拓使物産売捌所設計者コンドル(その2)」(同右第三報) 日本建築学会論文報告集第一〇〇号昭和三十九年七月
- (3) 小野木重勝、一章註6前掲書「第四章コンドルの宮廷関係建築作品」一四一ページ
- (4) 同右前掲書表三「有栖川宮邸工事担当者」によれば、高原弘蔵は「工部省きつての熟練技術者として」有栖川宮邸全工事期間を通じて参加し、片山東熊はその間に一年半渡欧留学、河合浩蔵以下五名は工部大学校在学中の現場実習生であった。
- (5) 矢野亮一、明治元年愛媛県生れ、明治二七年東京帝国大学法学部卒、鉄道院参事理事を経て大正三年三井合名入社。
- (6) 拙著前掲書『三井の建築家』五章。金万喜人の次期後任者横山敏治談話「金万さんは綱町別邸内社宅に居住し、綱町のこととは殆ど一人でやっていました。大抵のことは秘書課を通すこともなかったようです……(以下省略)」による。
- (7) 三野村清一郎著『三野村利左衛門傳』昭和四四年五月三〇日刊。著者三野村氏によれば、維新当時、明治新政府関係の機密文書をはじめとして、それ以降の他の貴重な資料が多数、三井家の指示によって三野村邸内土蔵のなかに保管されていた。二度にわたる火災によって、それらはすべて灰燼に帰した。ちなみに今井町三井家本邸が焼失したのは、昭和二〇年五月二五日東京空襲時においてであった。
- (8) 拙著『三井本館と建築生産の近代化』第一〇章「新しい試みの数々」昭和六三年五月鹿島出版会。
- (9) 三井合名議案第七五八号「綱町別邸改修工事之件」中の「綱町別邸改修工事与算書」及び「同工事仕様概要書」昭和三年六月二三日。三井不動産(株)所蔵。

おわりに

以上、綱町別邸竣工後におけるJ・コンドル書簡を通して、いくつかのクレームの実態、綱町別邸敷地の成立過程と噴水工事との関連に検討を加え、併せて工事体制その他について一つの考察を試みた。これまで繰り返し述べてきたように、現在知られているJ・コンドルの書簡数はあまりにも少ない。筆まめな彼にしてみれば、極端にいつて、前掲「コンドル博士作物一覽表」（一章註3）中の作品六八件の各々について、それぞれかなりの数にのぼる打合せ書簡が残っている、決して不思議ではないと考えられるにも拘らず、である。

そんな状況のなかで、今回新たに岩崎家関連のJ・コンドル書簡が発見されたことも貴重だが、つづいて旧山形県庁舎関連の新資料（二章図3、五章図24）が発見されたことは、今後のJ・コンドル研究に、さらに貴重な資料を加えたことを意味する。ここで綱町別邸工事において、従来、未知の分野とされた工事経過の一部が、部分的ではあるが明らかになったからである。

一方、四章でもふれたが、綱町別邸敷地の成立過程で、未だに謎とされる部分が多くあることは、依然として資料的に大きな研究課題を残している。たとえば明治三九年に書かれたと考えられる益田書簡が最近発見されたこともその一つといえよう。「拝啓仕候陳者團三田之屋敷ハ先日御聴ニ達し候通り御用ニ相成候ハ、断然御買上可相願旨申出候本人ハ従元手持シ兼居候ヘハ……」ではじまる、本文およそ二四〇字程のその益田書簡は、大正三年、三井合名の理事長になる團琢磨が、当時この土地を「所有」していたことを窺わせるに足る、貴重な資料であるといわなければならない。

この件に関し『男爵團琢磨傳』⁽²⁾によれば、明治二八年冬以来、一〇年程赤坂丹後町に居住した團琢磨が、「三田綱町に

六千坪の土地を選定買得し……用地を所望によって三井家に譲り渡した……」とあり、それが時間的にも、面積的にも少なからず一致点が見出せるだけに、この益田書簡は見逃すことのできない重要な意味を持つものといえるであろう。團琢磨による土地取得の詳細な経緯や登記内容の検討は現在まったくなされておいて、前掲表四（四章）の前段において、④から⑧へ移行する過程の研究は、現在のところ、この土地に團琢磨が居住した生活記録がないことを含め、そしてまた前掲図21⑩部の成立過程を含め、将来の研究課題として大きなポイントを形成する部分となろう。⁽³⁾

以上のごとく、綱町別邸の建築のみならず、土地それ自体について残された疑問を明らかにするには、なお将来の詳しい研究に俟たなければならぬ点が多く、その点にこそ、J・コンドルその他についての新書簡をはじめ、綱町土地に関する新資料の出現が望まれる所以があるのであろう。

(1)、三井文庫所蔵未整理資料。故三井八郎右衛門高公氏寄贈による北家資料中の一つ。本資料封筒表書きには「三井八郎二郎様」とあり、書簡の宛名には「北高棟様、南松籟様」とある。ちなみに八郎二郎、松籟とは共に南家八代当主高弘の別名で、この益田書簡と同一内容の書簡がこの「高弘」名によって「高棟雅兄」宛に残されている。日付はそれぞれ二通共に「五月念八」、「五月二八日」であった。なおこの資料は本稿脱稿後に発見されたものであることをつけ加えておく。

(2) 『男爵團琢磨傳』下巻昭和十三年一月二八日刊。二七一ページ。

(3)、團琢磨に関するこの益田書簡への出現以前に、ロバート・W・アーウィンがこの土地（図21④部）にハワイ公使館を開設し居住した事実がある。詳細は四章註6前掲書を参照されたい。

〔付記〕

本稿をまとめるにあたり多くの方々のご教示にあづかった。なかでも小野木重勝、（故）遠藤明久、鈴木博之の諸先生、並びに

原徳三（三菱岩崎家関係）、高橋一夫（旧山形県庁舎関係）の諸氏に対し、深甚の謝意を表する次第である。
（筆者は元三井不動産㈱常務取締役、現在同社社友）